

「通級による指導」実施上の手引き

小・中学校編

香川県教育委員会

（令和7年3月改訂）

目 次

I 「通級による指導」の概要

1 「通級による指導」とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 対象とすることが適当な児童生徒・・・・・・・・	2
3 「通級による指導」に係る法規・・・・・・・・	5

II 「通級による指導」に係る手続き

1 指導を始めるとき（同一市町の場合）・・・・・	6
2 指導を始めるとき（市町が異なる場合）・・・・・	7
3 指導を始めるとき（特別支援学校の場合）・・・・・	8
4 指導を終了するとき（同一市町内の場合）・・・・・	9
5 指導を終了するとき（市町が異なる場合）・・・・・	10
6 指導を終了するとき（特別支援学校の場合）・・・・・	11

III 「通級による指導」を開始する場合の通知

1 通級による指導の児童生徒氏名等の通知・・・・・	12
2 児童生徒氏名及び通級指導校等の通知・・・・・	13
3 特別の教育課程の編成及び通知・・・・・	17

IV 「通級による指導」を終了する場合の通知・・・・・ 19

I 「通級による指導」の概要

1 「通級による指導」とは

(1) 趣 旨

障害のある児童生徒に対する教育においては、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことで、障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供するものである。

(2) 在 籍

小・中学校の通常学級に在籍する。

(3) 障 害

就学に関する参考法令等（９－（１）－４【表】参照）による。

(4) 対 象

言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの（特別支援学級の児童生徒は除く）

(5) 指導の場

特別の指導の場（通級指導教室等）としては次の場が考えられる。

- ・児童生徒が在籍する学校（在学校という）
- ・在学校以外の小・中学校や特別支援学校の小・中学部の特別な指導の場

(6) 指導内容

障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（自立活動）とし、特に必要のあるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。ただし、この場合も、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とはならないようにしなければなりません。

(7) 教育課程

特別の指導の場による指導を、小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

(8) 授業時数

障害の状態の改善又は克服を目的とする指導については、年間 35 単位時間からおおむね年間 280 単位時間（週 1～8 時間）以内の範囲で行うことを標準とする。

ただし、学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間授業時数の上限は他の障害種別と同じにするものの、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間 10 単位時間（月 1 単位時間程度）を下限として指導できることとする。

(9) 指導方法

障害の程度に応じた個別指導を基本とする。必要に応じてソーシャルスキル等、複数（グループ）による指導を行うこともできる。

(10) 担当教員

本務となる学校以外において通級による指導を行う場合（巡回指導）には、あらかじめ兼務発令や当該学校の非常勤講師の発令を行うことになる。

2 対象とすることが適当な児童生徒

「障害のある児童生徒の就学について(通知)」(平成 14 年 5 月 27 日付け文科初第 291 号 文部科学省初等中等教育局長通知) 及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」(平成 18 年 3 月 31 日付け文科初第 1178 号 文部科学省初等中等教育局長通知) より、通級による指導の対象となる障害の種類とその程度は、以下の通りとなるが、通級による指導を行う場合は、通常の学級での適応性や通級に要する時間等にも十分考慮をすること。

(1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

(4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

(7) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

※なお、本県では4種類の通級指導教室を設置しています。(言語障害、弱視、難聴、LD・ADHD等)

[留意事項]

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級により指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要領において、通級により指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合に当たっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一つの障害に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われるもので構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習得や習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 「通級による指導」に係る法規

学校教育法施行規則

第140条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者
- 7 注意欠陥多動性障害者
- 8 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第141条

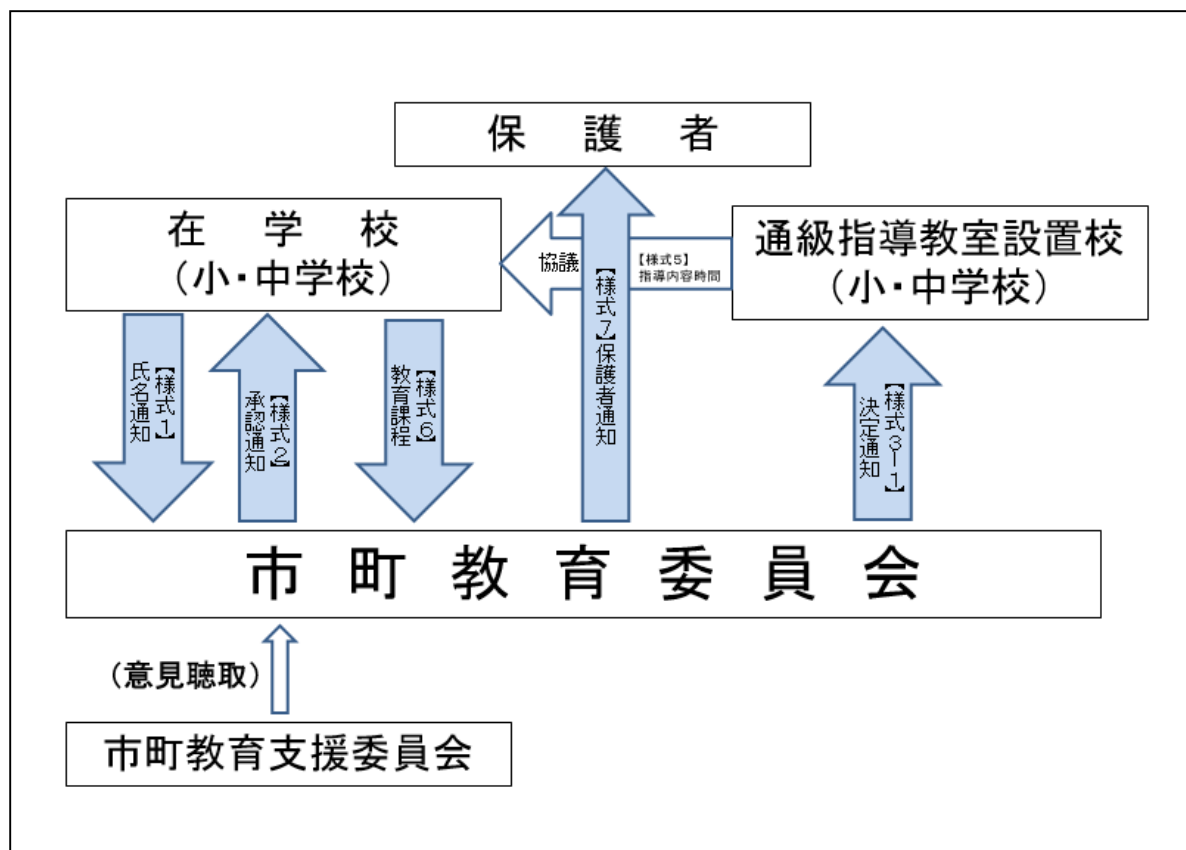
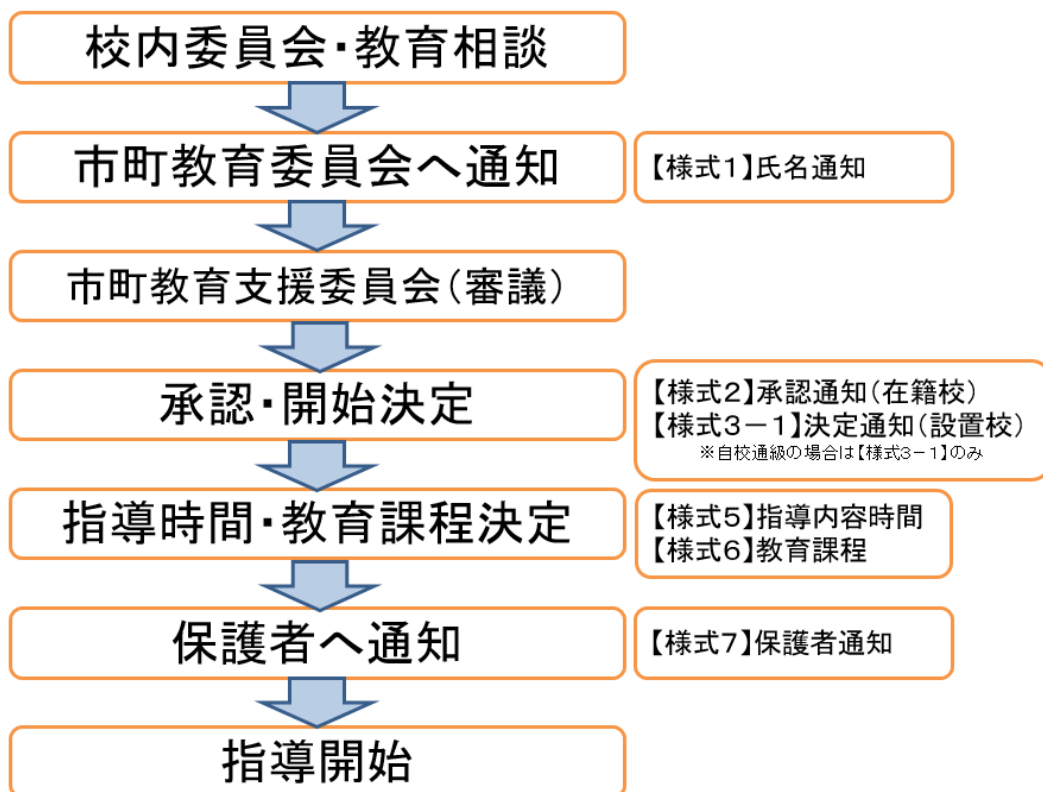
前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

（平成18年文部科学省令第22号により学校教育法施行規則の一部を改正）

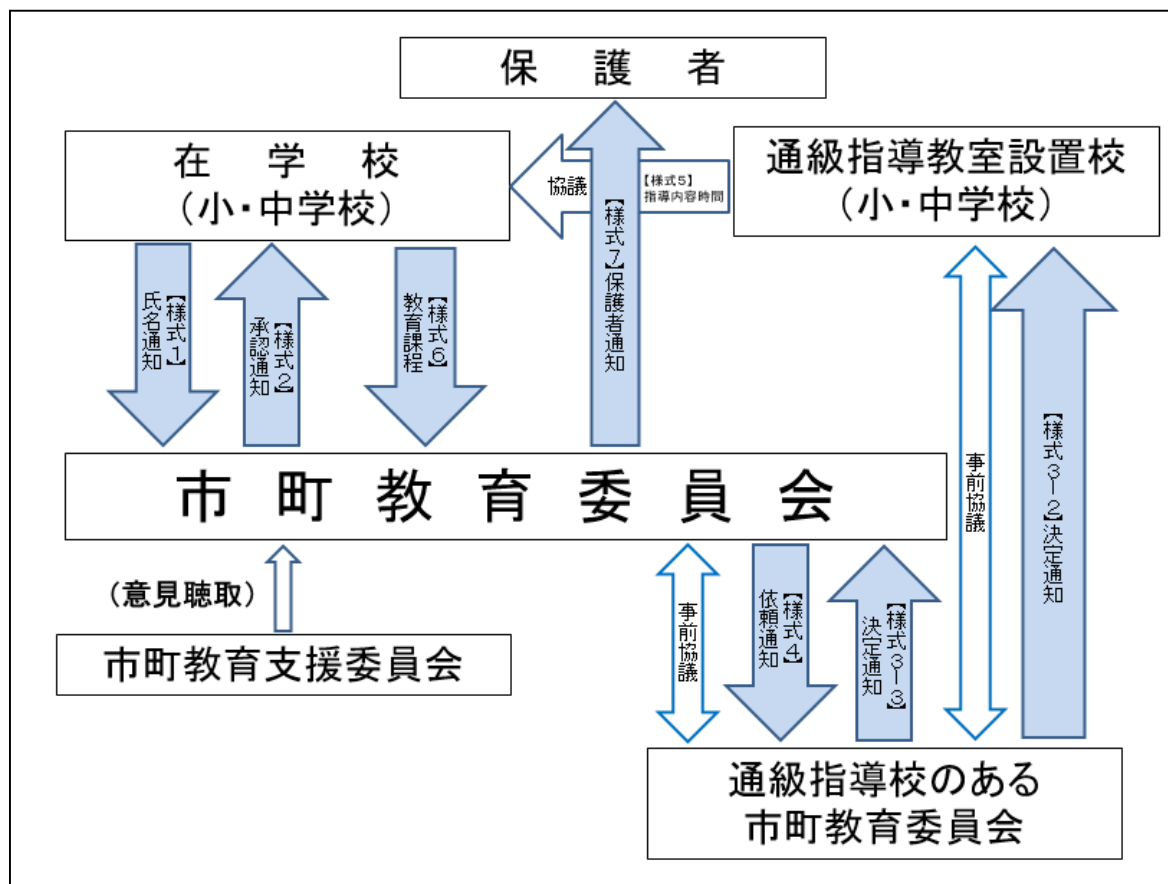
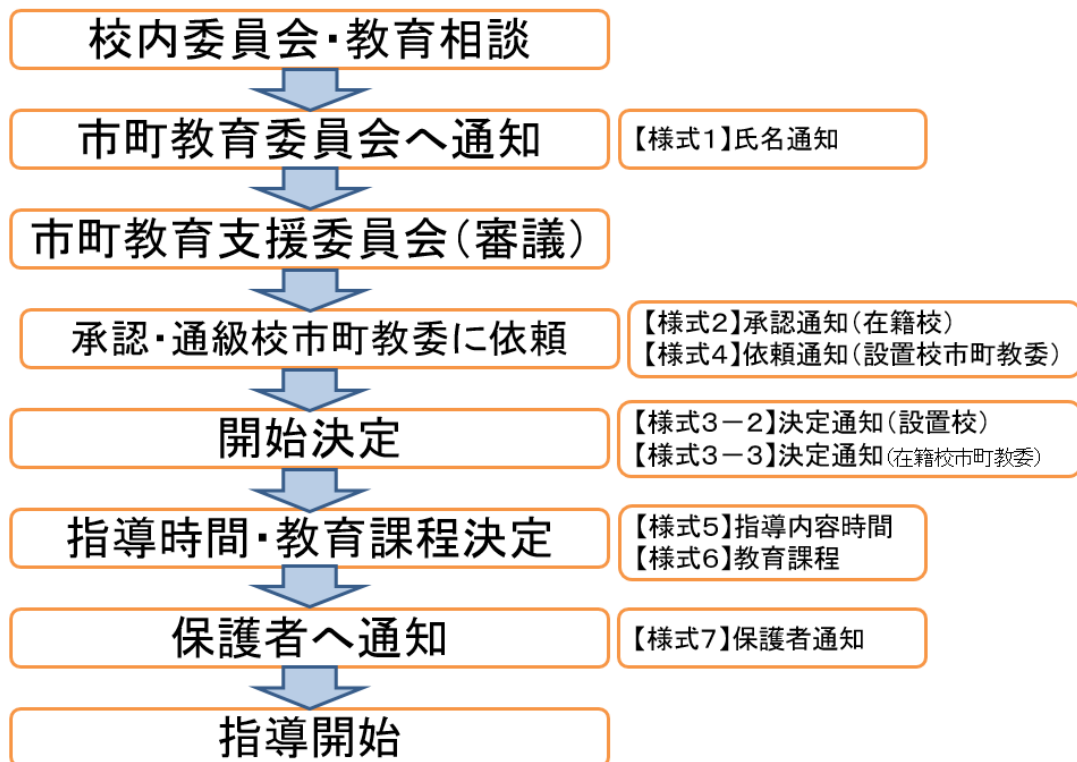
（平成19年文部科学省令第40号により学校教育法施行規則の一部を改正）

Ⅱ 「通級による指導」に係る手続き

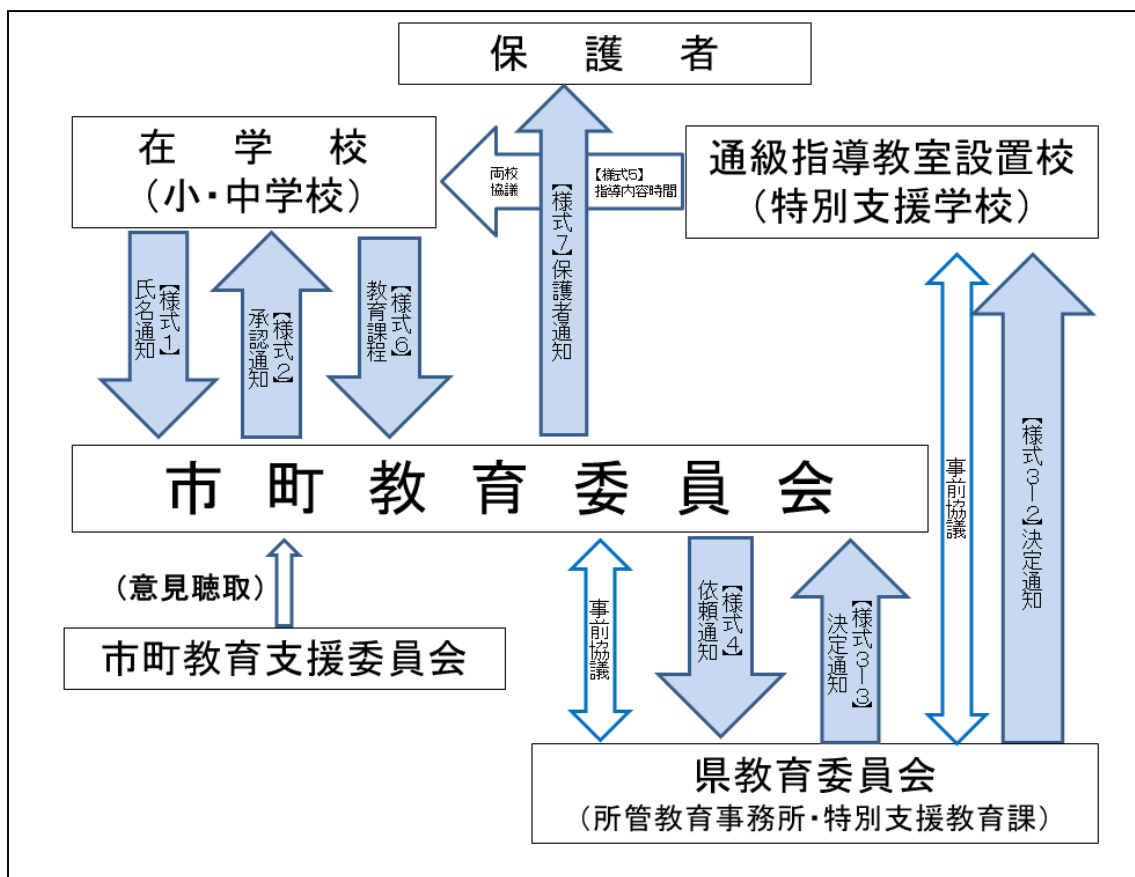
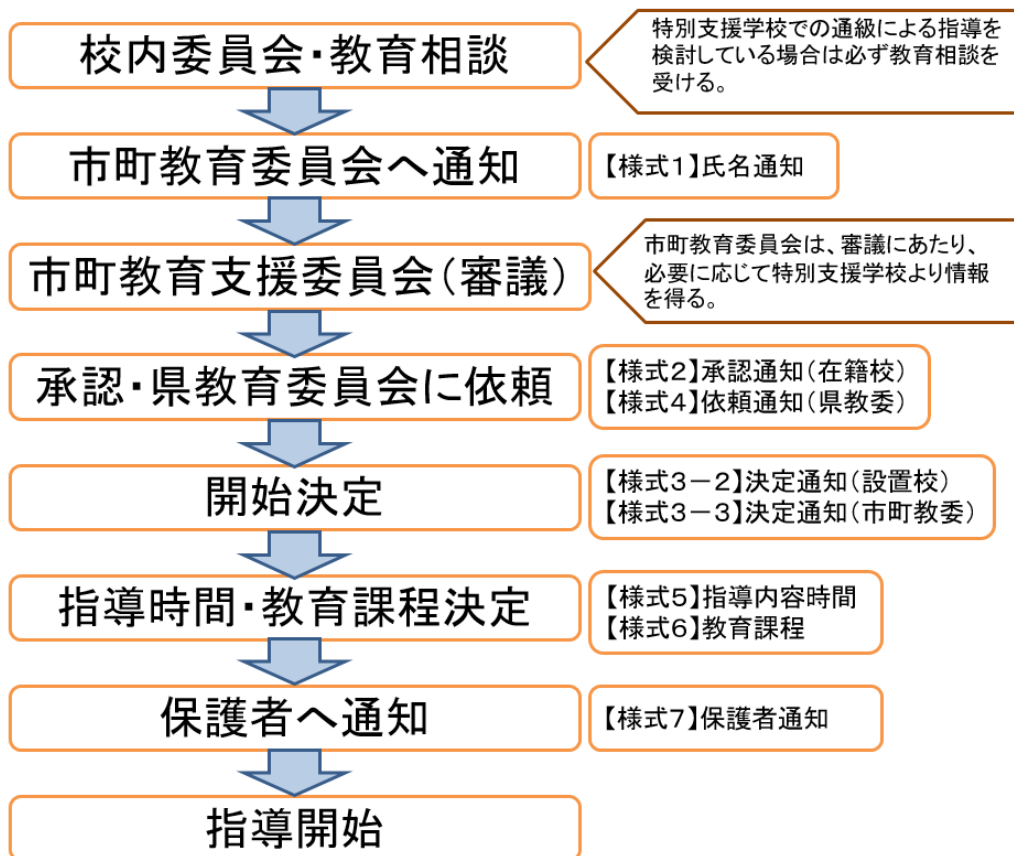
1 指導を始めるとき(同一市町内の場合)



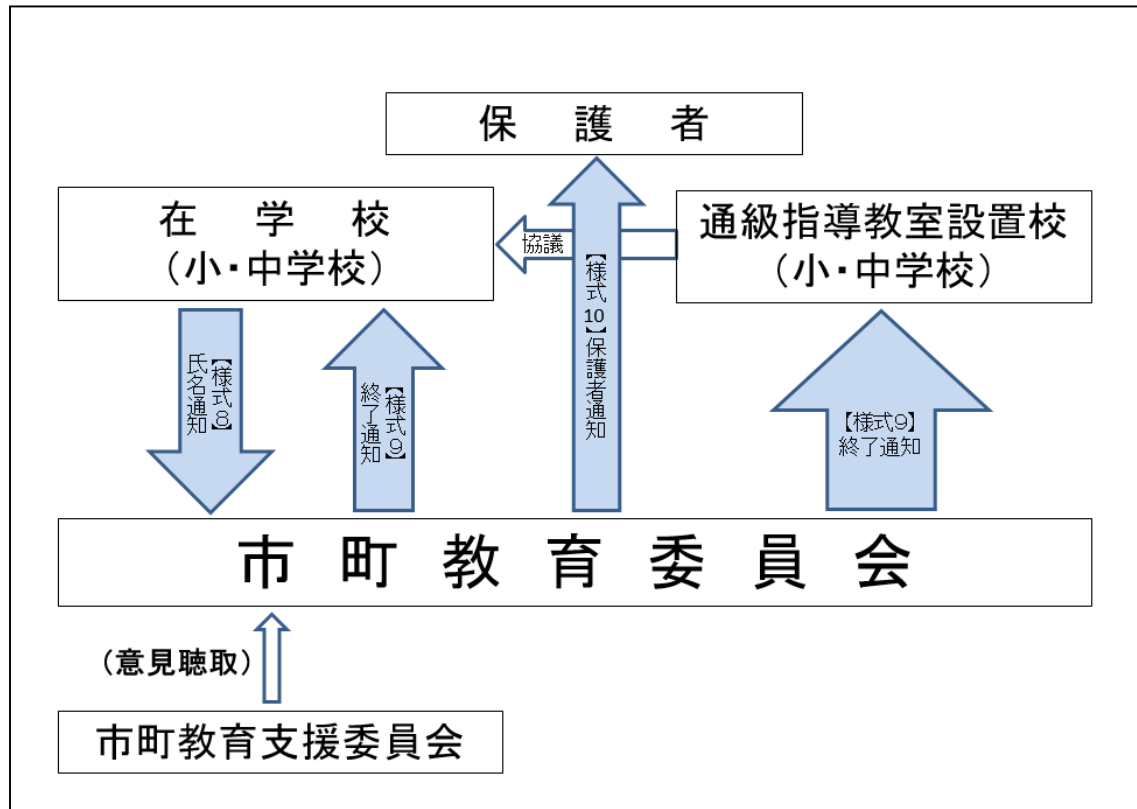
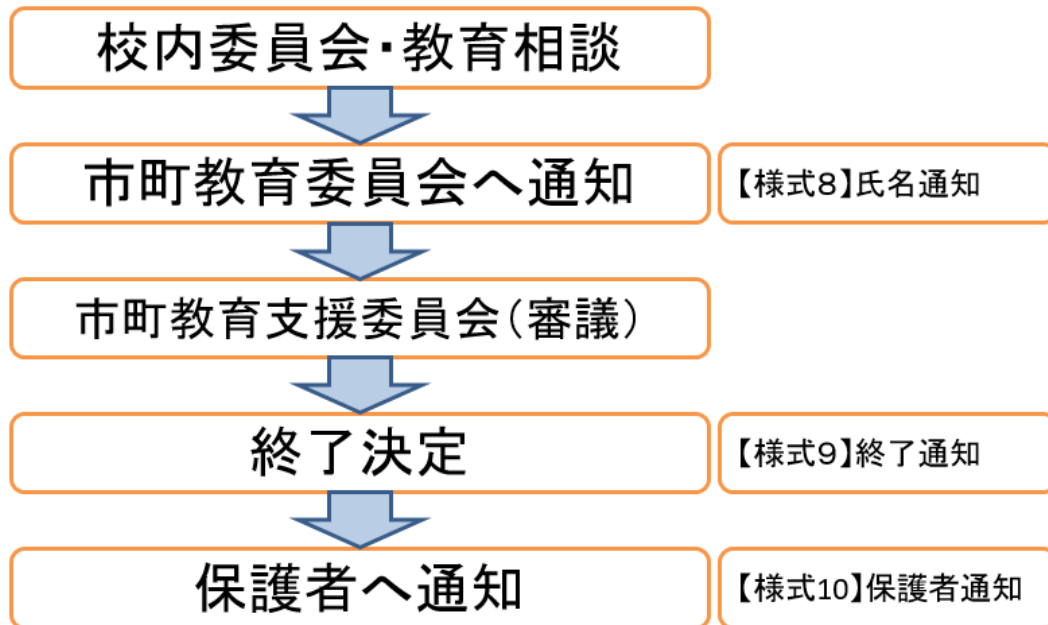
2 指導を始めるとき(市町が異なる場合)



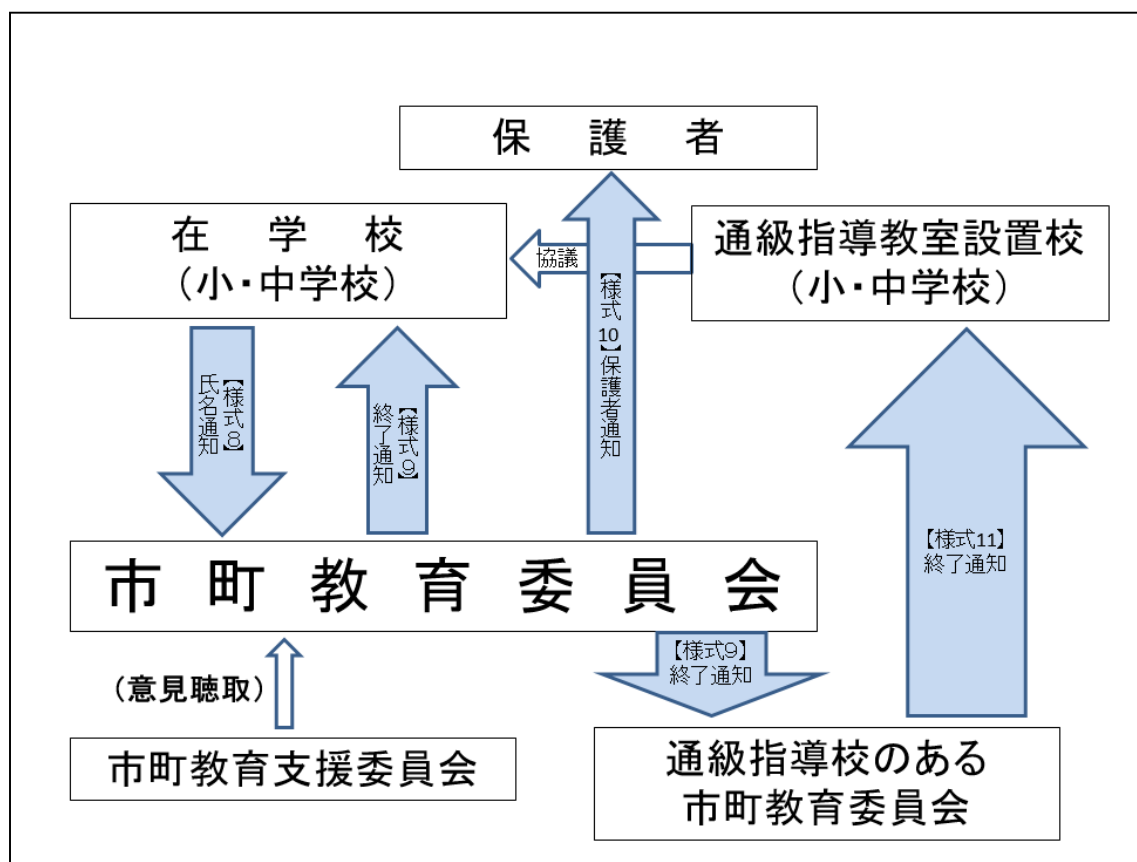
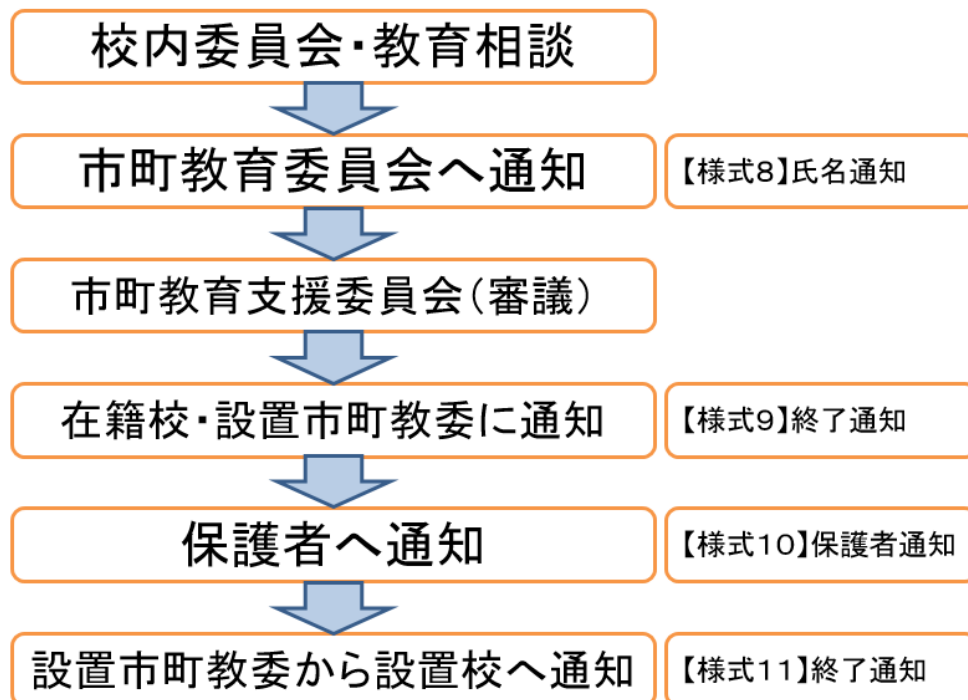
3 指導を始めるとき（特別支援学校の場合）



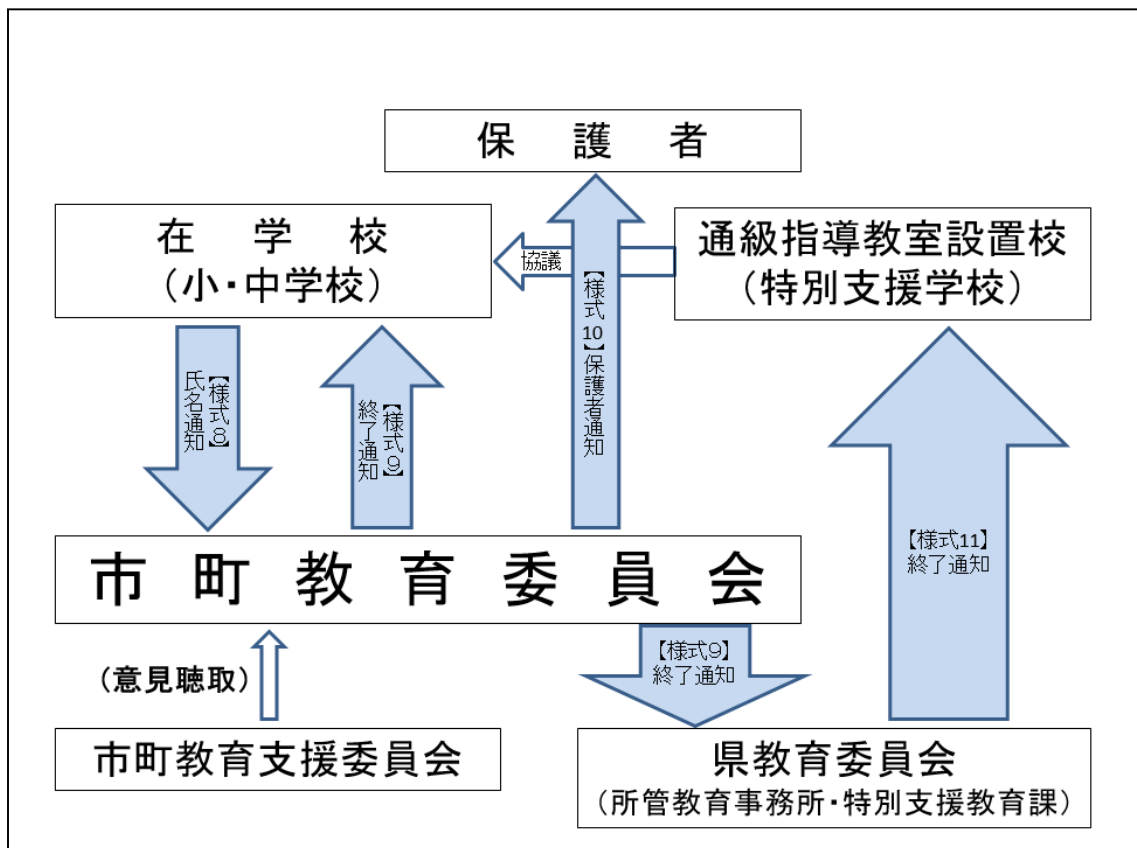
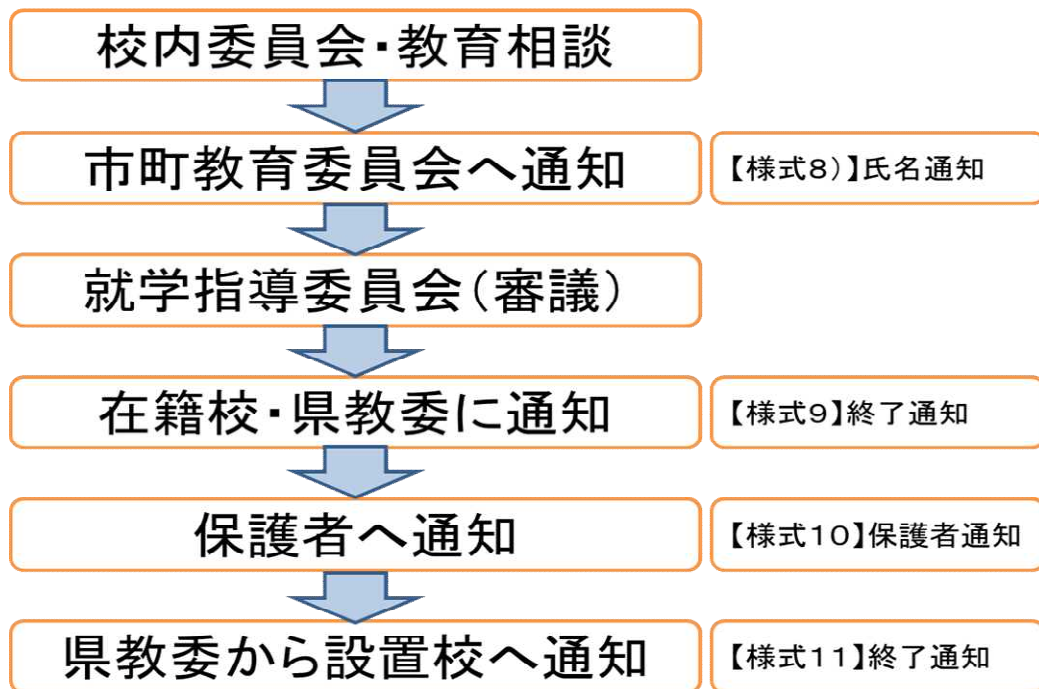
4 指導を終了するとき(同一市町内の場合)



5 指導を終了するとき(市町が異なる場合)



6 指導を終了するとき（特別支援学校の場合）



Ⅲ「通級による指導」を開始する場合の通知

1 通級による指導の児童生徒氏名等の通知

校長は、在籍児童生徒（来年度就学予定者を含む。）のうち、校内教育支援委員会等において、通級による指導を受けさせる必要があると判断された者がいた場合、〔様式 1 氏名通知〕で市町教育委員会に通知する。

- * 保護者の同意が得られていること。
- * 校内教育支援委員会での判断に当たっては、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、関係機関等の意見を参考とすることが望ましい。

〔様式 1 氏名通知〕

令和 年 月 日

（県・市町）教育委員会教育長 殿

（在 学 校）
校長

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	学年 性別	住 所	保護者 氏名	障害の状況	指導を 受けた 学校名

2 児童生徒氏名及び通級指導校等の通知

市町教育委員会は、校長から1の通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受けさせることが適当と認める時は、当該児童生徒の在籍する学校（以下「在学学校」という。）の校長に当該児童生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）等を〔様式2承認通知〕で、また通級指導校の校長に当該児童生徒氏名及び在学学校等を〔様式3-1決定通知〕で通知する。なお、自校通級の場合は〔様式3-1決定通知のみ〕この通知に当たっては、市町教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

なお、通級指導校が他の市町立の小・中の場合には当該市町教育委員会と、県立特別支援学校の場合は県教育委員会と事前に協議し、〔様式4依頼通知〕で通知する。この通知を受けた当該教育委員会は、その旨を〔様式3-2決定通知〕で通級指導校に通知し、〔様式3-3決定通知〕で依頼のあった市町教育委員会に通知する。

〔様式2 承認通知〕

第 号
令和 年 月 日

（在学学校）
校長 様

（県・市町）教育委員会
教育長

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しますので、
氏名等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学学校名	学年 性別	住 所	保護者氏名	通級指導校名

〔様式 3-1 決定通知（同一市町）〕

第 号
令和 年 月 日

（市町）立（通級指導校）学校
校長 様

（市町）教育委員会
教育長

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当し、貴校で通級による指導を受けることが適当と判断しますので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を、下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学学校名	学年 性別	住 所	保護者 氏 名	障害の状況	備考

〔様式 3-2 決定通知（他市町、県）〕

第 令和 年 月 日 号

（県・市町）立（在学校） 学校
校長 様

（県・市町）教育委員会
教育長

通級による指導の児童生徒について（通知）

このことについて、〇〇教育委員会より別添（写）のとおり通知がありました。
ついては、下記の児童生徒は、貴校で通級による指導を受けることが適当と判断します
ので、当該児童生徒氏名及び在学校等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学校名	学年 性別	住 所	保護者名	備 考

〔様式 3-3 決定通知（他市町、県）〕

第 令和 年 月 日 号

（市町）教育委員会教育長 殿

（県・市町）教育委員会
教育長

通級による指導の児童生徒について（通知）

令和 年 月 日付け第 号で通知のあった児童生徒について、下記に
より受け入れますので通知します。

記

児童生徒氏名		性別	
生年月日			
在学校名		学年	
保護者氏名			
現住所			
通級指導校			
指導開始期日			

〔様式4 依頼通知（他市町、県）〕

第 号
令和 年 月 日

（県・市町）教育委員会
教育長 様

（市町）教育委員会
教育長

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しますので、当該児童生徒氏名及び在学学校等を下記のとおり通知します。

記

番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学学校名	学 年 性 別	住 所	保護者 氏 名	指導を受け たい学校名	障害の状況

3 特別の教育課程の編成及び通知

通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程は、届け出なければならない。

- (1) 在学学校及び通級指導校の校長は、2の通知を受けた時、当該児童生徒に係る教育課程の編成（指導内容及び指導時間等）について協議を行う。
- (2) 通級指導校の校長は、前項の協議が終了した時は、当該児童生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を在学学校の校長に〔様式5 指導時間〕で通知する。
- (3) 在学学校の校長は、前項の通知を受けた時は、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町教育委員会に〔様式6 教育課程〕で通知する。
- (4) 市町教育委員会は、校長からの「通級による指導」に伴う特別の教育課程を取りまとめ、〔様式7 保護者通知〕で保護者に通知する。

〔様式5 指導時間〕

令和 年 月 日

（在学学校）

校長

様

（市町）立（通級指導校）学校
校長

通級による指導について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

在学学校・学年	立	学校	年
児童生徒氏名			
指導開始日	令和	年	月 日
通級を受ける 曜日・時間 及び指導時間	曜日 時 分～	時 分	指導時数 時間
	曜日 時 分～	時 分	指導時数 時間
	曜日 時 分～	時 分	指導時数 時間
指導内容			

〔様式7 保護者通知〕

第 号
令和 年 月 日

（保護者氏名） 様

（県・市町）教育委員会
教育長

通級による指導について（通知）

下記のとおり、通級による指導を実施する旨通知します。

記

在学学校・学年	立 学校 年
児童生徒氏名	
通級を受ける学校	立 学校
通級による指導の 開始年月日	令和 年 月 日
通級を受ける 曜日・時間 及び指導時間	曜日 時 分～ 時 分 曜日 時 分～ 時 分 曜日 時 分～ 時 分

Ⅳ「通級による指導」を終了する場合の通知

- (1) 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断する時は、市町教育委員会にその旨を〔様式 8 氏名通知〕で通知する。
- (2) 市町教育委員会は、(1) の通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認める時は、在 school 及び通級指導校の校長に対しその旨を〔様式 9 終了通知〕で通知し、当該児童生徒の保護者に対してはその旨を〔様式 10 保護者通知〕で通知する。この通知に当たっては、市町教育支援委員会（県教育委員会）等の意見を聴取するものとする。
- (3) 他市町立の小・中学校で通級による指導を受けていた場合は当該市町教育委員会に、県立特別支援学校で通級による指導を受けていた場合は香川県教育委員会に、〔様式 9〕で通知する。また、〔様式 9 終了通知〕の通知を受けた香川県教育委員会又は市町教育委員会は、それぞれの該当する通級指導校の校長にその旨を〔様式 11 終了通知〕で通知する。

〔様式 8 氏名通知〕

令和 年 月 日

(県・市町) 教育委員会教育長 殿

(在 school) 学校
校長

通級による指導の児童生徒について（通知）

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第 140 条に該当しなくなったので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	性 別	学 年	住 所	保護者氏名	通級指導校名 指導終了日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

〔様式9 終了通知〕

第 号
令和 年 月 日

(市町)立(在学校) 校長 様
(市町)立(通級指導校)校長 様
(県・他市町)教育委員会教育長 様

(市町)教育委員会
教育長

通級による指導の児童生徒について(通知)

下記の児童生徒は、学校教育法施行規則第140条に該当しなくなったので、
氏名等を下記のとおり通知します。

記

番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	在学校名	学年 性別	住 所	保護者氏名	通級指導校名 指導終了日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日

〔様式10 保護者通知〕

第 号
令和 年 月 日

(保護者氏名) 様

(市町)教育委員会
教育長

「通級による指導」の終了について(通知)

下記の児童生徒は、通級による指導が終了したので通知します。

記

在学校・学年	立 学校 年
児童生徒氏名	
通級を受けていた学校	立 学校
通級による指導の終了 年月日	令和 年 月 日

〔様式 11 終了通知〕

第 号
令和 年 月 日

(県・市町) 立 (通級指導校) 学校
校長 様

(県・市町) 教育委員会
教育長

通級による指導の児童生徒について (通知)

このことについて、〇〇教育委員会教育長より別添 (写) のとおり通知があったので通知します。

個別の教育支援計画の参考様式

【プロフィールシート】

1. 本人に関する情報

①氏名	フリガナ		②性別		③生年月日	
④園・学校名					⑤学年・組	
⑥学校長名						
⑦学びの場	☐ 通常の学級 ☐ 通級による指導（自校・他校・巡回） 障害種別：					
	☐ 特別支援学級 障害種別：					
	☐ 特別支援学校 障害種別：					
⑧障害の状態等	主障害			他の障害		
	診断名					
	手帳の取得状況	手帳（ 年 月交付）		等級		
		手帳（ 年 月交付）		等級		
⑨教育歴 （在籍年月日）	幼稚園等	園名：（○年○月○日～○年○月○日）				
	小学校段階	学校名：（○年○月○日～○年○月○日）				
		学校名：（○年○月○日～○年○月○日）				
	中学校段階	学校名：（○年○月○日～○年○月○日）				
		学校名：（○年○月○日～○年○月○日）				
	高等学校段階	学校名：（○年○月○日～○年○月○日）				
	学校名：（○年○月○日～○年○月○日）					
⑩検査	検査名		検査名		備考	
	実施機関		実施機関			
	実施日		実施日			
	結果		結果			
	資料	☐ 有 ☐ 無	資料	☐ 有 ☐ 無		

2. 家庭に関する情報

①住所	〒		②保護者	
③連絡先	☎	（ ）	☎	（ ）
	☎	（ ）	☎	（ ）
④備考				

3. 関係機関に関する情報

①支援を受けた日（期間）	②機関名	③担当者名	④主な支援・助言内容等

4. 備考

--	--

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート（本年度の具体的な支援内容等）】

1. 本人に関する情報

①氏名

(フリガナ)

②学年・組

--

③担当者

担任	通級指導教室担当	特別支援教育 コーディネーター		
〇〇〇〇	●●●●	□□□□		

※ 本計画の作成（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）にかかわる全ての者を記入すること。

④願い

本人の願い	
保護者の願い	

⑤主な実態

学校・家庭 でのようす	得意なこと 好きなこと	
	苦手なこと	

※「苦手なこと」の欄には、学校生活、家庭生活で、特に支障をきたしている状況を記入すること。

2. 支援の方向性

① 支援の目標	

② 合理的配慮を含む支援の内容	

※（上段：青枠）必要な合理的配慮の観点等を記入、選択すること。

（下段：白枠）上段の観点等に沿って合理的配慮を含む支援の内容を個別具体的に記入すること。

③ 支援の目標に 対する関係機 関等との連携	関係機関名	支援の内容

3. 評価

① 支援の目標の評価	
② 合理的配慮を含む支援の内容の評価	

※年度途中に評価する場合も有り得るので、その都度、評価の年月日と結果を記入すること。

4. 引継ぎ事項（進級、進学、転校）

① 本人の願い	
② 保護者の願い	
③ 支援の目標	
④ 合理的配慮を含む支援の内容	
⑤ 支援の目標に対する関係機関等との連携	

5. 備考（特に配慮すべき点など）

--

6. 確認欄

このシートの情報を支援関係者と共有することに同意します。

年 月 日

保護者氏名

このシートの情報を進学先等に引き継ぐことに同意します。

年 月 日

保護者氏名

資料3

「個別の指導計画」様式例・記入例

個 別 の 指 導 計 画

(. . 作成) 担任名

氏 名	生年月日	年	月	日	歳	第	学年	組
現 在 の 実 態	子ども保護者の願い							
	学 習 面							
	生 活 ・ 行 動 面							
	社 会 性 ・ 情 緒 面							
	重 点 的 に 取 り 組 む 指 導 の 観 点							

今 年 度 の 目 標 (長期目標)		主な指導の場
学 習 面		
生 活 面 ・ 行 動 面		
社 会 性 ・ 対 人 関 係		

(1) 学 期 の 取 り 組 み					
	指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	評 価 (◎ ○ △)		来学期の指導の方向性
学習面／生活・行動面 社会性・対人関係					

(2) 学 期 の 取 り 組 み					
	指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	評 価 (◎ ○ △)		来学期の指導の方向性
学習面／生活・行動面 社会性・対人関係					

(3) 学 期 の 取 り 組 み					
	指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	評 価 (◎ ○ △)		来年度の指導の方向性
学習面／生活・行動面 社会性・対人関係					

※評価：◎おおむね達成した ○一部達成した △達成していない

個別の指導計画

記入例

(. . 作成) 担任名 ○ ○ ○ ○

氏 名		○ ○ ○ ○	生年月日	年 月 日	13歳	第 1 学年	3 組
現 在 の 実 態	子ども保護者の願い	・勉強が分かるようになりたい。友だちと仲良くしたい。(本人) ・将来、自立した生活ができるようになってほしい。(保護者)					
	学習面	・小学校4年生までの漢字の読み書きができるが、文章の読み取りや作文を書くことは苦手である。 ・足し算、引き算は、指を使って計算することができるが、文章題になると立式が難しい。 ・体を動かすことは好きで、体育の学習には意欲的に取り組む。					
	生活・行動面	・休み時間、外で元気に遊ぶことができる。 ・毎日、げんきのよい挨拶をすることができる。 ・清掃や作業活動にまじめに取り組むことができる。 ・顔洗い、歯磨き、服装を整えることができていないことが多い。					
	社会性・情緒面	・教師の話を聞いているが、内容を理解していないことがあり、行動が不十分なことがある。 ・自分のしたいことを譲れず、思いを押し通してしまうので、トラブルになることがある。 ・誰にでも親しみを込めて話しかけることができる。					
重点的に取り組む指導の観点		・文章を読んだり、書いたりする力を身に付ける。 ・体を清潔に保ち、服装を整える。 ・友だちとのかかわりの中で、我慢したり、譲ったりする。					

今年度の目標(長期目標)		主な指導の場
学習面	・小学校中学年程度の文章を読んだり、書いたりすることができる。	・特別支援学級 ・定期考査
生活行動面・	・自分で体を清潔に保ち、服装を整えることができる。	・特別支援学級 ・学校生活全般
対人関係・社会性・	・友だちとのかかわりの中で、我慢したり、譲ったりすることができる。	・特別支援学級 ・交流学級 ・学校生活全般

(1) 学 期 の 取 り 組 み				
	指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	指導の評価 (◎ ○ △)	来学期の指導の方向性
学習面／生活・対人関係 社会性・対人関係	・小学校低学年程度の短い文章を読んで内容を理解することができる。 ・顔洗い、歯磨き、服装を整えることができる。 ・特別支援学級の友だちとのかかわりの中で、我慢したり、譲ったりすることができる。	・読解ドリルを実施することで、継続的に練習し、習得できるようにする。 ・朝の会で、顔洗い、歯磨き等について確認し、できていたら好きなキャラクターのシールを貼る。服装が乱れていたら声をかける。 ・道徳の学習で身近な問題について考えたり、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れたりする。	◎ ○ △ ・5W1Hを意識したり、さし絵などを手がかりにしたりして、2年生程度の文章の読解ができるようになってきた。 ・顔洗い、歯磨きは雑ではあるができていることが増えた。服装は乱れていることが多い。 ・その場になると自分の気持ちを抑えられず、友だちとトラブルになることがある。	・目標が達成できたので、目標を変えて取り組む。 ・良い服装を意識できるように視覚的支援を取り入れる。 ・実際の場面において注意するより、できたことを褒めるようにし、自尊感情を高める。

(2) 学 期 の 取 り 組 み				
	指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	指導の評価 (◎ ○ △)	来学期の指導の方向性
学習面／生活・対人関係 社会性・対人関係	・自分の経験したことについて、5文程度の作文が書ける。 ・服装を整える習慣を付ける。 ・特別支援学級の友だちとのかかわりの中で、我慢したり、譲ったりすることができる。	・行事や活動の振り返りとして、写真やビデオを手がかりに作文や日記を書く機会を設ける。 ・よい服装を鏡の横に掲示し、すぐに自分の服装と見比べて点検できるようにする。 ・学習や遊びの中で、友だちと一緒にルールを決め、我慢したり、譲ったりできたことを褒める。		

(3) 学 期 の 取 り 組 み				
	指 導 目 標 (短期目標)	指 導 の 手 立 て	指導の評価 (◎ ○ △)	来学期の指導の方向性
学習面／生活・対人関係 社会性・対人関係				

※評価：◎おおむね達成した ○一部達成した △達成していない

個別の指導計画

作成のポイント

(. . . 作成) 担任名

氏 名	生年月日	年	月	日	歳	第	学年	組
現 在 の 実 態	子ども保護者の願い	※できるだけ、保護者や本人の願いを取り入れ、計画・評価に参画してもらうことが望まれます。						
	学習面	※教科等の習得状況、学習習慣の形成、学習意欲、学習上の配慮事項など ※各教科等における、得意な面や苦手な面について記入します。						
	生活・行動面	※基本的な生活習慣、健康面の状態、安全、生活リズムなど ※学校生活を送る上で、気がかりな行動の様子とその行動が起こるきっかけとなる事柄や状況などを記入します。						
	社会性・情緒面	※興味・関心、指示理解、意思表示、情緒、集中力など ※集団での活動や友達とのかかわりなどの様子、コミュニケーションに関する課題などを記入します。						
重点的に取り組む指導の観点	※上記の実態を総合的に分析し、生活や学習上の困難を改善・克服するために、重点的に取り組む指導の観点をまとめ、箇条書きで記入します。							

「現在の実態」の欄は、できるだけ多く記入しましょう。

※「学習面(遊び・運動面)」、「生活・行動面」、「社会性・情緒面」の3項目について、できるだけ多くの情報を書き込みます。

※つまずきや課題だけでなく、得意なことも指導・支援のヒントになることが考えられるので、できるだけ記入しましょう。

今年度の目標(長期目標)		主な指導の場
学習面	※一年間程度の期間を設定して目標をたてます。	※学校内で考えられる学びの場から、目標達成に向けた指導の場を記入します。
生活行動面・社会性・対人関係	「長期目標」は、優先順位をつけて、2～3項目に絞ってたてましょう。 ※緊急性があるもの、成果が期待できるものから優先的に設定しましょう。 ※必要に応じて、見直しや修正をしましょう。 ※将来の自立や社会参加につながる目標を設定しましょう。	

() 学 期 の 取 り 組 み		
	指導目標（短期目標）	指導の手立て
学習面／生活・行動面 社会性・対人関係	※学期ごとの期間を設定して目標をたてます。 「短期目標」は、具体的な目標をたてましょう。 ※数値目標を明示するなど、できるだけ肯定的で具体的な記述にしましょう。 ※スモールステップの課題を意識して設定しましょう。 ※評価が可能な目標をたてましょう。	※短期目標を達成するために必要な支援内容や方法を設定します。 目標達成のための、具体的な手立てを設定しましょう。 ※幼児児童生徒の特性に配慮し、無理なく取り組めるようにしましょう。 ※受検上の配慮につながるとされる支援等、「合理的配慮」として実施する配慮について具体的に記入しましょう。
	◎ ○ △	来学期の指導の方向性
学習面／生活・行動面 社会性・対人関係	◎ ※学習評価について、幼児児童生徒の立場で記入します。 ○ 「評価は、できるだけ可視化しましょう。」 ※学期の取組について、3段階で評価しましょう。 ◎: おおむね達成した ○: 一部達成した △	※評価に基づき、来学期（年度）の方向性を記入します。 教師側の評価を行い、見直しましょう。 ※指導の評価として、目標設定や指導内容・方法は適切であったかなどの観点で見直し、改善しましょう。
	◎ ○ △	来学期の指導の方向性
() 学 期 の 取 り 組 み		
	指導目標（短期目標）	具体的手立て
学習面／生活・行動面 社会性・対人関係	前学期終了時の方向性を基に、指導目標や具体的手立てを設定しましょう。 ※目標が達成できた場合(◎)は、次の目標に移行しましょう。 ※目標が未達成の場合(○、△)は、目標を見直したり、手立てを変えて継続して取り組んだりしましょう。	
	◎ ○ △	来学期の指導の方向性
学習面／生活・行動面 社会性・対人関係	◎ ○ △	来学期の指導の方向性
	◎ ○ △	来学期の指導の方向性

子どもたちを豊かに支える相談支援ファイル

サポートファイル



「かけはし」



乳幼児から成人に至るまで、専門機関の連携による
一貫した支援の実現を目指します！

保護者の皆様へ

(サポートファイル「かけはし」について)

1 ファイルについて

本ファイルは、お子様の成長に従って保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、そして就労にいたる各段階において記入し、お子様への指導・支援を円滑に行い、また移行、継続していくことを目的とします。

作成に当たっては、教育、医療、福祉、保健、労働等の各関係諸機関の担当者が、会議を開き、共通理解のもとに作成しています。

このファイルの作成は、お子様の「支援を要する内容」や「継続的支援によって変容した内容」、また、どのような機関と連携を図り、どのような支援者と関わってきたか等、後々の支援者にその情報を引き継ぐこととなり、一貫した指導・支援を実現するためにとても有効です。

2 ファイルの記入について

お子様の発育過程で、何らかの気づきにより、学校園（所）や病院、福祉機関等に相談された結果、支援を受けることとなった段階から記入します。ファイルの各項目は、保護者の方が書く欄と、各支援者が支援内容やその評価を書く欄からなり、それぞれの支援者が保護者の方と相談しながら記入していくこととなっています。

教育、医療、福祉等の各支援機関が情報を共有し、有効で効果的な支援ができるよう、お子様の成長に即して記入していきます。

3 ファイルの管理について

ファイルは、保護者の方で管理をお願いします。個人情報に記載されていくこととなりますから、紛失しないように大切に管理してください。

記入の際は、ファイルを保護者が持参し、支援者とともに相談しながら定期的に記入していくこととなります。

お子様を支援する際に、各支援機関が共通して認識しておくことで、その後の支援・指導に有効となる内容をしっかり考えて記入します。ファイル自体の管理も大切ですが、記載内容の管理もとても大切です。

4 守秘義務について

本ファイルを記入する者、もしくは記載内容を参考として支援をする者が、本ファイルに記載されている内容やお子様の支援状況、さらには家庭的、個人的諸事情等においてその情報を公開することはありません。本内容は、あくまでも継続的・包括的な指導・支援をするために活用するもので、それ以外の目的で使用するものではありません。

ファイルⅠ（基礎情報）

初記入年月日（令和 年 月 日）

ふりがな 氏 名			性 別	男・女	生 年 月 日	年 月 日	
ふりがな 保護者 氏 名			住 所	〒			
			T E L	TEL			
家 族 構 成	続柄	氏 名	生 年	続柄	氏 名	生 年	
備 考							

相 談 の き っ かけ	相談者（ ） 記載者（ ）			
幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 の 各 成 長 段 階 に お け る 様 態				記入者
各教育段階	よ い 点 (得意なこと・好きなこと)	気 になる 点 (苦手なこと)	配 慮 点	
3 歳 児 (3歳時に記入)				
就 学 前 (6歳時に記入)				
小学校(前) (小3修了時に記入)				
小学校(後) (小6卒業時に記入)				
中 学 校 (中3卒業時に記入)				
高 等 学 校 (卒業時に記入)				
大 学 専門学校 そ の 他				

訓練歴 相談歴 健診歴 利用機関等	年月日	支援機関名	支援者名	様態像（障害名・病名） 年月日・病院名・医師名		
				医療歴	年月日	受診医療機関名

検査結果等	年月日	検査結果等	機関名	手帳等	名称	種別・級	年月日	備考

各種福祉サービス受給状況

教育諸機関在籍歴			
期間	校園（所）名	期間	校園（所）名

ファイルⅡ （長期展望と支援）

氏名 ()

(N o .)

本人・保護者	支援の方針・内容・評価等		
願 い ・ 目 標 (年 月 日)	家庭・学校等	教育・福祉・医療 保健・労働等	機関・担当者名 (年 月 日)

子どもの出生・発達記録

記入者（ ） 記入日（令和 年 月 日）
該当項目に○印または必要事項を記入しましょう。

□妊娠中の状態

- 父母の健康状態 母親：[健康 よくない（病名： ）]
父親：[健康 よくない（病名： ）]
- 次のような状態がありましたか [妊娠中毒症 異常出血 流産しかけた その他]
- 薬を飲んでいましたか [飲んでいない 飲んでいた（難 ）]
- たばこを吸っていましたか [吸っていない 吸っていた（日 本）]
- お酒を飲んでいましたか [飲んでいない 飲んでいた（日 本）]
- その他、医師や助産師等から何か指導を受けたことがありますか。
[]

□出産時の状態

- 出生時の父母年齢 [父親（ ）歳 母親（ ）歳]
- 妊娠期間 （ ）週
- 分娩状態 [特に問題なし 帝王切開 微弱陣痛 鉗子分娩 吸引分娩
早期破水 無痛分娩 仮死状態 異常体位 その他（ ）]
- 分娩所要時間等 [（ ）時間]

□新生児の状態

身 長	c m	胸 囲	c m	胎 数	単・多（ 胎）
体 重	g	頭 囲	c m	保育器	無・有（ 日）

- 健康状態（哺乳力、黄疸等）
- 身体状態（身体機能等）
- その他

☐ 主な発達過程 わかる範囲で記入しましょう。 ※「未」...未獲得のこと	
☐ 首がすわる ()歳()月・未 ☐ あやすと笑う ()歳()月・未 ☐ 寝返りをうつ ()歳()月・未 ☐ お座りをする ()歳()月・未 ☐ ハイハイをする ()歳()月・未 ☐ 人見知りをする ()歳()月・未 ☐ おしゃべりをする ()歳()月・未 ☐ ように声を出す ()歳()月・未 ☐ 呼ぶと振り向く ()歳()月・未 ☐ 一人で立つ ()歳()月・未 ☐ 一人で歩く ()歳()月・未	☐ 指さしをする ()歳()月・未 ☐ バイバイと手を振る ()歳()月・未 ☐ 一人で走る ()歳()月・未 ☐ 「パパ・ママ」など意味のあることばを話す ()歳()月・未 ☐ 「わんわん来た」などの二語文を話す ()歳()月・未 ☐ ごっこ遊びをする ()歳()月・未 ☐ マル印をまねて書く ()歳()月・未 ☐ おむつがはずれる ()歳()月・未 ☐ ボタンをはめられる ()歳()月・未
☐ 夜泣きがひどかった [はい ()歳頃)・いいえ] ☐ 「ママ」など一旦出ていた言葉が出なくなった [ある ()歳頃)・ない] ☐ 言葉以外でできていたことができなくなった [ある ()歳頃)・ない]	
☐ 乳幼児期の状態 該当する項目に○印をつけましょう。 年齢的特徴が見られた場合は、その年齢も記入しましょう。	
■ 歩き始めてからの様子 ☐ ()歳頃) 落ち着かず、動き回り、目が離せなかった。 ☐ ()歳頃) じっとしていて動かないことが多かった。 ☐ ()歳頃) 迷子になることが多かった。 [その他:] ■ 言葉に関する問題 ☐ ()歳頃) 言葉が出るのが遅かった。 ☐ ()歳頃) 言葉が出るのは普通だったが、その後、語い数が増えなかった。 ☐ ()歳頃) 話しかけられた言葉をそのまま返すこと（オーム返し）が多かった。 ☐ ()歳頃) 吃音が目立った。 ☐ ()歳頃) 家庭ではよくしゃべったが、人前ではしゃべらなかった。 ☐ ()歳頃) 自分の興味のあることを一方的にしゃべっていた。 ☐ ()歳頃) 話の内容が一貫せず何を言いたいのかよく分からないことがあった。 ☐ 拗音・長音・促音などの発音が十分に発達しなかった。 [その他:] ■ 要求表現について ☐ ()歳頃) 何でも自分でやってしまう ☐ ()歳頃) 言葉で表現せず人の手を引っ張っていく。 ☐ ()歳頃) 指さしや身振りで表現する。 [その他:] ■ 特徴的行動 ☐ ()歳頃) あやしてくれる人と視線が合わなかった。 ☐ ()歳頃) 名前を呼んでも振り向かなかった。 ☐ ()歳頃) よく動き、着替えやおむつを替えるのが大変だった。 ☐ ()歳頃) 人との接触を嫌がり抱っこをすると体をよじるような行動をとった。 ☐ ()歳頃) 環境変化には過敏に反応した。 ☐ ()歳頃) 周りの子どもたちと遊ぶよりは一人で遊ぶことが多かった。 ☐ ()歳頃) 変わった遊びや癖があった。 [その他:]	

職業等の記録

[illegible]

ファイル記入の手引き

本手引きは、保護者や記入者が、記載する内容を共通理解するためのものです。基本的には、ここに示した内容を記入してください。また、必要がある場合は、一部付加、変更することも可能です。記入例を添付していますので参考にしてください。

◆ ファイルⅠ（基礎情報）表

- ① 初記入年月日…本ファイルを一番はじめに作成記入した年月日。
- ② 氏名（ふりがな）…対象の幼児・児童・生徒・学生（以下「対象者」という。）の氏名およびふりがな。
- ③ 性別…対象者の性別。
- ④ 生年月日…対象者の生年月日。
- ⑤ 保護者氏名…対象者の保護者氏名およびふりがな。
保護者の変更に対応するため、上部より詰めて記入。
- ⑥ 住所・TEL… 保護者の住所、連絡先電話番号。保護者と対象者の住所等が異なる場合は、必要に応じて両方を記載。記載スペースが足りない場合は、⑦下欄の備考欄を活用するか、別紙に記入して添付する。
- ⑦ 家族構成…対象者の家族構成。
続柄…兄弟姉妹については、「兄」・「弟」・「姉」・「妹」と記入する。
氏名…姓については、同一であれば省略してもよい。
生年…生年は、西暦、元号どちらでもよい。
元号で記載する場合は、アルファベットの頭文字で表記。
昭和…S、平成…H、令和…R

※ ①～⑦については可能な限り保護者が記入する。

- ⑧ 相談等のきっかけ…教育・福祉・保健・医療等の機関へ相談や受診をしようと思ったきっかけ（気づき等）を記入する。

例：すぐ横で、名前を呼び、声をかけても、反応しないことがよくある。
耳が聞こえていないのではないかと思い耳鼻科を受診したが、異常なしと言われた。聴覚的認知困難があるのではないかと思い相談に来た。

相談者（ 母親 ） 記載者（〇〇〇〇、小児科医）

⑨ 各成長段階における様態

対象者の各成長段階の様態について、よい点、気になる点、配慮点を記入する。

記入は、それぞれの項目の（ ）内に記載されている時期に、顕著なもの、特徴的なものを中心に記入する。配慮点については、日常生活上の注意点や交友関係、学習上の配慮等が該当する。記入は、教育機関の関係者を中心にその他関係諸機関の担当者が保護者と相談しながら記入する。大学等への進学後、記入できる支援者がいない場合は、保護者が記入する。これらの情報は、移行支援に生かされることはもちろん、対象の子どもの様態変化を端的に伝える上でも意味のあるものである。

◆ ファイルⅠ（基礎情報）裏

⑩ 訓練歴・相談歴・健診歴・利用機関等

対象者の訓練歴、相談歴、健診歴、利用機関等を記入する。詳細内容は、「支援ファイルⅡ」に記入する。ここでは、年月日、支援機関名、支援者のみを記入する。記入しきれない場合は別紙に記入し添付する。

⑪ 様態像（障害名・病名等）、年月日、病院名・医師名…様態について記入する。医療機関を受診し、診断を受けた場合はその内容を同欄に記入する。記入は、医師もしくは保護者が行う。診断名が年齢に応じて変化した場合も、同欄に記入する。 （保護者が行う場合は医師から聞き取った内容を記入する。）

⑫ 医療歴…医療機関の受診・指導歴を記入。同医療機関に継続的に受診している場合は、年月日欄にその期間を記入する。詳細内容は、「支援ファイルⅡ」に記入する。ここでは、受診年月日と医療機関名のみを記入する。

⑬ 検査結果等…発達検査・心理検査・適性検査等の、各種検査について、検査を受けた年月日、検査名と結果、検査者名を記入する。

⑭ 手帳等…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等について、各手帳の名称、種別・等級、取得年月日を記入する。複数の手帳を有する場合はすべてを記入する。

⑮ 各種福祉サービス受給状況

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）、さらには、各市町独自に支給される福祉サービス等を記入する。この情報は、関係諸機関が連携的に支援する上で参考となる。

主なサービス…特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童福祉手当行動援護、補装具の交付、日常生活用具の給付、児童デイサービス、短期入所等

⑯ 教育諸機関在籍歴

教育機関の在籍歴を記入する。保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の在籍歴となる。転校歴等も記入する。この情報は、学校園間連携をする上で参考とする。

◆ ファイルⅡ（長期展望と支援）

⑰ 氏名…対象者の氏名を記入する。

⑱ No. …記入枚数に応じて順次ファイルナンバーを記入する。1・2・3……。

⑲ 本人・保護者の願い・目標

本人・保護者の様態変容に関する願いや目標を記入。この記入に基づき、家庭および各支援機関は、本人・保護者と相談の上、支援方針を決め、支援を実践していく。

⑳ 支援の方針・内容・評価

家庭および各支援機関は、支援方針、具体的な支援内容を記入する。支援の状況に応じて適宜評価を行い、支援方針の改善および発展を思考し記入していく。また、支援機関、支援担当者、支援年月日も記入し、経年の支援状況の詳細が把握できるよう具体的に記入する。

※ 記入に関しては、時系列とし、支援のない欄は空白とする。例えば、家庭・学校等の欄に記入し、その期間、それ以外の「教育、福祉、医療、保健、労働等」の支援を受けていない場合は、その欄は空白となる。

ファイルⅠ（基礎情報）

記入サンプル1

初記入年月日（令和〇年 〇月 〇日）

ふりがな氏名	△△△ △△△ 〇〇 〇〇	性別	男	生年 月 日	〇年 〇月 〇日	
ふりがな保護者氏名	△△△ △△△ 〇〇 〇〇	住所	〒◇◇◇◇-◇◇◇◇◇ 〇〇市〇〇町〇〇◇◇◇番地◇			
		TEL	Tel ◇◇◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇◇			
家族構成	続柄	氏名	生年	続柄	氏名	生年
	父	〇〇 〇〇	〇年			
	母	〇〇 〇〇	〇年			
	妹	〇〇 〇〇	〇年			
	備考					

相談のきっかけ	幼稚園の頃から落ち着きがなかったが、小3になっても興味関心のあることだけで頭がいっぱいになってしまい、自分をコントロールできず、対人関係もうまくいかなかった。ので医療機関に相談した。 相談者（ 母親 ）記載者（00小学校 00 00）			
幼児・児童・生徒の各成長段階における様態				記入者
各教育段階	よい点 （得意なこと・好きなこと）	気になる点 （苦手なこと）	配慮点	〇〇
3歳児 （3歳時に記入）	・人懐こく、人見知りしない。 （母より）	・よく動き落ち着かない。 （母より）	初記入時以前の段階は、保護者、教師等に聴取し、記入可能であれば分かる範囲で記入することとする。	〇〇
就学前 （6歳時に記入）	・明るく元気。 ・TVゲーム好き（母より）	・順番が待てない。 ・絵本を読むのが苦手		〇〇
小学校(前) （小3修了時に記入）	・理解が速く計算が得意。 ・ポケモンが好き。（前担任）	・話し出すと止まらない。 ・ケズミスが多い。（前担任）	・聞き漏らしが多いので個別の声掛けをする。	〇〇
小学校(後) （小6卒業時に記入）	・好きなことは長時間集中できる。 ・パソコンが得意。	・感情的になり、友達とうまくいかず落ち込むことがある。	・得意なことを生かし自己肯定感を高める。 ・自分を客観的に振り返る学習をする。	〇〇
中学校 （中3卒業時に記入）	・部活動を通して体力、忍耐力が身につく。 ・テニス部	・携帯電話に夢中である。 ・読書はあまりしない。	・得意なことを生かし自己肯定感を高める。 ・好きなことは時間やルールを決めてする。	〇〇
高等学校 （卒業時に記入）				
大学 専門学校 その他				

訓練歴 相談歴 健診歴 利用機関等	年月日	支援機関名	支援者名	様態像（障害名・病名） 年月日・病院名・医師名		
	○.8.3	香川大学教育学部特別支援教室すばる（相談）	○○○○	離席や忘れ物が多く、集中して物事に取り組むことが難しい（ADHD）（○.8.26） ◇◇◇◇病院、◇◇医師 不注意に加え、学習内容の定着が難しく、特に漢字の読み書きや作文には苦手意識を強くもっている。（ADHD、LD）（○.9.27） ○○○○病院、△△医師		
	○.11.2	発達障害者支援センターアルプスかがわ（相談）	○○○○			
				医療歴	年月日	受診医療機関名
					○.8.26	◇◇◇◇病院・◇◇医師 （●●●●を服用 朝1/2）
					○.6.9	◇◇◇◇病院・◇◇医師 （●●●●を服用 朝1/2 昼1/2）
					○.4.8	◇◇◇◇病院・◇◇医師 （●●●●を服用 朝1 昼1）
					○.9.7	◇◇◇◇病院・◇◇医師 （◆◆◆服用 朝1）

検 査 結 果 等	年 月 日	検 査 結 果 等	機 関 名	手帳等	名 称	種別・級	年 月 日	備 考
	○.8.1	WISC-V（FIQ100）	○○（〇〇病院）					
	○.5.1	WISC-V（FIQ101）	○○（〇〇病院）					
各種福祉サービス受給状況								

教育諸機関在籍歴			
期間	校 園（所）名	期 間	校 園（所）名
○年4月～○年3月	◇◇幼稚園	○年4月～	香川県立◇◇高等学校（全日制）
○年4月～○年3月	◇◇町立◇◇小学校		
○年4月～○年3月	◇◇町立◇◇中学校		

ファイルⅡ（長期展望と支援）

記入サンプル1

氏名（ ○○ ○○ ）

（No. 1 ）

本人・保護者	支援の方針・内容・評価等		
願い・目標 （年 月 日）	家庭・学校等	教育・福祉・医療 保健・労働等	機関・担当者名 （年 月 日）
（○.9.7） 本人：友達と一緒に楽しみたい。 保護者：落ち着いて勉強したり、話を聞いたりすることができるようになって欲しい。	【支援方針】 家庭、学校：うまくできたことや頑張れていることを具体的に伝えていく。 学校：友達とのトラブルについては、シミュレーションや振り返りの機会をもつ。 【評価：○.3.10】 「こうすればよかった」とカバーする方法を自分なりに見つけることができるようになってきた。（△△小学校、○○○○）	医療：薬の量の調整をしたいので学校での様子を知らせて欲しい。 医療：成長に合わせて薬の量を見直す予定。思春期を迎えるので得意なこと好きなことを生かして自己肯定感を大切にしたい。	（○.9.26） ◇◇病院◇◇医師 （○.3.5） ◇◇病院◇◇医師
（○.5.7） 本人：部活動を頑張りたい。 保護者：苦手なことにも少しずつ挑戦して、高校に進学して欲しい。	【支援方針】 家庭、学校：うまくできたことや頑張れていることを具体的に伝えていく。 学校：学校生活、部活動を通して体力、ルール、人との接し方を身に着けていく。 【評価：○.3.13】 学校生活、特に部活動を通じて体力や忍耐力が身につき自信につながった。（△△中学校、○○○○）		
（○.5.20） 本人：好きなパソコンを将来の仕事につなげられるようにしたい。 保護者：将来の就労につながるよう進路を考えたり、学校生活を送ったりして欲しい。			

ファイル I (基礎情報)

記入サンプル 2

初記入年月日 (令和〇年〇月〇日)

ふりがな 氏 名	△△△ △△△ 〇〇 〇〇	性 別	男	生 年 月 日	〇年 5 月 1 日	
ふりがな 保護者 氏 名	△△△ △△△ 〇〇 〇〇	住 所	〒◇◇◇◇ー◇◇◇◇◇ 〇〇市〇〇町〇〇◇◇◇番地◇			
		T E L	Tel ◇◇◇◇ー◇◇◇ー◇◇◇◇◇			
家 族 構 成	続柄	氏 名	生 年	続柄	氏 名	生 年
	父	〇〇 〇〇	〇年	祖母	〇〇 〇〇	〇年
	母	〇〇 〇〇	〇年			
	弟	〇〇 〇〇	〇年			
	祖父	〇〇 〇〇	〇年			
	備考 : 父〇〇 〇〇 (〇年8月死去)					

相 談 の き っ かけ	・2歳を過ぎたあたりから、言葉が十分でないことと特定のものへのこだわりがあることから、心配していた。3歳児健診のとき市の保健師に相談したところ、〇〇園の療育センターを紹介された。 相談者 (母親) 記載者 (〇〇園療育センター ◇◇)				
幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 の 各 成 長 段 階 に お け る 様 態					記入者
各教育段階	よ い 点 (得意なこと・好きなこと)	気 になる 点 (苦手なこと)	配 慮 点		
3 歳 児 (3歳時に記入)	・ミニカーがあれば、落ち着いて過ごせる。	・大勢の中でいるときに指先で耳をふさいで動けなくなることに。	・大勢の中で不安定なときは、イヤーマフをする。	〇〇	
就 学 前 (6歳時に記入)	・車の名前をたくさん言える。	・言葉で十分説明できないときに、自分の手をかむこと。	・落ち着くためのスペースを確保しておく。	〇〇	
小学校(前) (小3修了時に記入)	・広告紙を使ってゴミ箱を丁寧に折ることができる。 ・自転車に乗ることができる。	・自分の思いが通らないときに、物を投げたりすること。	・投げて危険なものは机の近くに置かないようにする。	〇〇	
小学校(後) (小6卒業時に記入)	・手先を使った細かい作業課題に根気よく取り組むことができる。	・自転車に乗って、自由に出かけてしまうこと。	・自転車の鍵の管理をする。(許可制)	〇〇	
中 学 校 (中3卒業時に記入)	・車のプラモデルを一人で作ることができる。	・一度に二つ以上の指示を理解することが苦手である。	・1回の指示は一つずつ、必要であれば写真なども用いる。	〇〇	
高等部 高等学校 (卒業時に記入)	・糸鋸盤を使って組み木の細工を切ることができる。	・長時間の立ち仕事が苦手である。	・手先の細かさを生かせるために、座って取り組める仕事を目指す。	〇〇	
大 学 専門学校 そ の 他					

訓練歴 相談歴 健診歴 利用機関等	年月日	支 援 機 関 名	支援者名	様態像（障害名・病 名） 年月日・病院名・医師名		
	○.8.1	・1歳半健診	○○	自閉症、ADHD（○.12.2） ◇◇◇◇病院、◇◇医師		
	○.7.3	・市保健センター （発達相談）	○○			
	○.7.3	・3歳児健診	○○			
	○.11.1	・◇◇園療育センター （言語聴覚療法と作業療法）	○○			
	○.1.5	・児童相談所 （発達相談）	○○			
	○.6.9	・◇◇リハビリセンター （言語聴覚療法と作業療法）	○○	医療歴	年月日	受診医療機関名
	中 略				○.12. 2	◇◇病院・◇◇医師
	○.4.1	・香川障害者職業センター （ジョブコーチ支援）	○○			

検査結果等	年月日	検査結果等	機関名	手帳等	名称	種別・級	年月日	備考
	○.3. 1	田中ビネー（IQ65）	○○（障害福祉相談所）		療育手帳	B	○.3.20	中略
	○.7.30	WISC-V（FIQ50）	○○（○○病院）		療育手帳	㊦	○.3.18	
	○.3.1	田中ビネー（IQ60）	○○（障害福祉相談所）					

各種福祉サービス受給状況

- ・特別児童手当受給
- ・地域生活支援事業利用者証

教育諸機関在籍歴			
期 間	校 園（所） 名	期 間	校 園（所） 名
○年5月～○年3月	◇◇保育所	○年4月～○年3月	◇◇市立◇◇中学校 （知的障害特別支援学級）
○年4月～○年3月	◇◇市立◇◇幼稚園	○年4月～○年3月	香川県立◇◇支援学校
○年4月～○年3月	◇◇市立◇◇小学校 （知的障害特別支援学級）		

ファイルⅡ（長期展望と支援）

記入サンプル2

氏名（ ○○ ○○ ）

（No. ◇ ）

本 人 ・ 保 護 者		支 援 の 方 針 ・ 内 容 ・ 評 価 等	
願 い ・ 目 標 (年 月 日)	家 庭 ・ 学 校 等	教 育 ・ 福 祉 ・ 医 療 保 健 ・ 労 働 等	機 関 ・ 担 当 者 名 (年 月 日)
・ 本人に合ったコミュニケーション方法を身につけ、思いを伝えられようになる。 (○.11.1)	【方針】父親と自閉症親の会主催のコミュニケーション方法の勉強会に参加する。(家庭)	【方針】言語聴覚療法により言語の発達を促したり、運動療法により体幹をしっかりと保てるようにしたりする。	・ ○○園療育センター 言語聴覚士：○○○○ (○.11～)
中 略			
〔特別支援学校高等部3年頃〕 ・ 卒業後は一般企業で就職したい。 (○.5.10)	【方針】 ・ 自閉症のこだわりと手先の巧緻性を生かせる現場実習先をハローワークと連携して開拓する。(学校) ・ 家庭でも、実習可能な企業について情報収集し、学校に連絡する。(家庭) 【評価と方針】 ○○株式会社へ3週間の現場実習が決定した。実習先での就職を目指して家庭と学校が協力して取り組む。	【方針】 学校の要請により、本人の適正に応じた企業の情報提供及び求人紹介を行う。 【方針】 実習期間中、学校職員と実習先に同行し、今後の方向性について検討する。	・ ハローワーク○○ 担当：○○○○ ・ ハローワーク○○ 担当：○○○○
中 略			
〔特別支援学校高等部卒業前〕 ・ ○○株式会社での就職を継続したい。 (○.2.1)	【方針】 ・ 卒業後の3年間は、定期的に職場を訪問し状況を伺う。(学校) ・ 毎日休まず通勤できるように、生活リズムと食生活に気を配る。(家庭) ・ 職場での安定を図るために、障害者職業センターのジョブコーチを活用する。(学校・家庭) ・ 生活面での支援が必要になった場合も考え、就業・生活支援センター○○に登録する。(家庭)	【方針】 ・ 連絡ノートを作成し、家庭と会社間の連絡を密にする。(○○株式会社・家庭) ・ ジョブコーチ支援を行う。(障害者職業センター) ・ 定期的に、職場を訪問し、ジョブコーチと連携しながら状況を把握する。	・ ○○株式会社 ○○○○ ・ 職業センター ○○○○ ・ ハローワーク○○ 担当：○○○○

記入サンプル

[illegible]

資料5 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成率の状況（全国比較）

「令和5年度特別支援教育体制整備状況調査結果」より一部抜粋（文部科学省）

＜体制整備状況調査＞

（公立のみ）小学校・都道府県・政令指定都市別 実施率

令和5年5月1日現在

		1	2	3 特別支援教育 コーディネーターの指名	4 個別の指導計画・個別の教育支援計画								5 教師の専門性											
					校内委員 会の設置	実態把握 の実施	a		b		特別支援学級		通級による指導		a・b以外の通常の学級		d	e 個別の教育 支援計画の 作成におけ る関係機関 等との情報 共有	b-1 特別支援 学校の教 職経験	b-2 特別支援 学級の学 級担任の 教職経験	b-3 特別支援 学級の教 科担任の 教職経験	b-4 通級による 指導の経験	b-5 特別支援 教育コ ーディネ ーター の教職経 験	b-6 b-1～b-5 いずれも経 験なし
							指名あり	専任	個別の指導 計画の作成	個別の教育 支援計画の 作成	個別の指導 計画の作成	個別の教育 支援計画の 作成	個別の指導 計画の作成	個別の教育 支援計画の 作成										
1	北海道	100.0%	100.0%	100.0%	22.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.5%	38.9%	99.7%	100.0%	2.5%	30.6%	3.9%	1.9%	4.4%	65.5%					
2	青森県	99.6%	100.0%	100.0%	12.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.6%	55.2%	97.6%	98.4%	0.7%	11.9%	0.8%	1.3%	2.1%	84.7%					
3	岩手県	100.0%	99.6%	100.0%	11.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.8%	91.8%	89.5%	79.2%	98.5%	0.3%	5.0%	0.5%	0.7%	1.0%	93.3%				
4	宮城県	100.0%	100.0%	100.0%	15.9%	100.0%	100.0%	100.0%	98.0%	70.5%	72.3%	97.0%	97.4%	4.2%	9.1%	0.7%	1.3%	2.0%	84.7%					
5	秋田県	100.0%	99.4%	100.0%	6.3%	100.0%	99.5%	99.1%	92.7%	95.0%	90.0%	94.3%	98.9%	0.4%	5.6%	0.5%	0.0%	0.8%	93.5%					
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	7.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.7%	97.8%	100.0%	100.0%	0.5%	6.4%	0.2%	0.9%	3.7%	91.0%					
7	福島県	100.0%	100.0%	99.7%	10.9%	99.8%	99.8%	98.4%	96.8%	78.9%	80.0%	99.2%	99.2%	1.3%	6.0%	1.0%	0.4%	2.9%	91.7%					
8	茨城県	100.0%	99.8%	100.0%	6.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.9%	73.3%	98.5%	99.8%	1.1%	5.1%	1.8%	0.6%	0.9%	91.4%					
9	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	2.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.1%	97.4%	100.0%	100.0%	0.6%	6.2%	1.3%	0.5%	1.1%	92.0%					
10	群馬県	100.0%	99.7%	100.0%	12.3%	100.0%	100.0%	99.9%	99.6%	95.0%	86.2%	89.7%	99.7%	1.9%	4.6%	2.9%	0.7%	1.7%	91.4%					
11	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	13.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.7%	84.8%	100.0%	100.0%	1.3%	6.8%	1.2%	0.7%	2.9%	88.4%					
12	千葉県	100.0%	99.7%	100.0%	3.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.6%	83.6%	98.1%	99.5%	1.0%	8.5%	0.6%	0.9%	3.3%	87.4%					
13	東京都	100.0%	100.0%	100.0%	28.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	78.7%	74.2%	100.0%	100.0%	1.3%	7.0%	1.2%	8.5%	5.8%	77.8%					
14	神奈川県	100.0%	99.1%	100.0%	40.4%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	68.9%	81.3%	69.7%	97.2%	2.1%	10.3%	1.2%	1.1%	1.4%	84.5%					
15	新潟県	100.0%	100.0%	100.0%	7.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.3%	54.9%	88.7%	97.2%	2.2%	10.9%	1.2%	0.3%	2.0%	86.3%					
16	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	9.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%	72.0%	98.9%	100.0%	0.1%	5.3%	1.2%	0.2%	1.1%	92.3%					
17	石川県					データなし（調査対象外）																		
18	福井県	100.0%	100.0%	100.0%	14.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	89.1%	100.0%	100.0%	3.2%	9.1%	2.1%	1.7%	6.2%	85.2%					
19	山梨県	100.0%	100.0%	100.0%	18.3%	99.8%	99.7%	100.0%	98.6%	80.8%	32.1%	100.0%	100.0%	0.7%	9.5%	1.7%	1.7%	2.7%	87.7%					
20	長野県	99.7%	100.0%	100.0%	8.2%	99.2%	98.4%	97.9%	90.7%	85.5%	73.5%	88.4%	99.1%	5.0%	6.8%	2.7%	0.6%	3.0%	87.4%					
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	60.6%	82.8%	99.7%	100.0%	1.1%	7.4%	5.1%	1.1%	1.8%	86.6%					
22	静岡県	100.0%	100.0%	100.0%	19.4%	100.0%	100.0%	99.2%	98.4%	91.7%	83.6%	84.9%	98.4%	1.7%	10.6%	4.5%	0.8%	2.9%	84.4%					
23	愛知県	100.0%	100.0%	100.0%	30.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.6%	80.3%	94.7%	99.4%	0.3%	6.5%	2.3%	0.3%	0.7%	89.8%					
24	三重県	100.0%	99.7%	100.0%	32.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.4%	84.2%	93.6%	99.7%	0.5%	9.7%	3.4%	0.4%	3.2%	85.4%					
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	21.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.8%	87.7%	94.1%	98.2%	0.3%	6.7%	0.3%	0.2%	2.1%	92.2%					
26	京都府	100.0%	100.0%	100.0%	10.6%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	88.8%	76.2%	86.4%	99.5%	1.8%	5.5%	0.8%	0.7%	2.5%	92.5%					
27	大阪府	100.0%	100.0%	100.0%	7.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	67.9%	56.1%	99.8%	100.0%	0.8%	14.6%	1.4%	0.6%	2.6%	81.4%					
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	12.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.2%	75.8%	97.2%	99.8%	1.5%	11.3%	1.2%	0.5%	2.9%	84.3%					
29	奈良県	100.0%	100.0%	100.0%	13.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.4%	95.4%	88.8%	100.0%	0.9%	15.6%	2.2%	0.7%	2.8%	78.7%					
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	5.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.9%	48.2%	99.6%	99.6%	0.6%	11.4%	1.6%	0.6%	3.6%	84.1%					
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	8.4%	99.9%	99.9%	100.0%	99.6%	95.5%	87.9%	90.8%	98.3%	0.8%	9.8%	3.1%	0.0%	1.3%	88.0%					
32	島根県	100.0%	100.0%	100.0%	1.5%	97.5%	95.8%	95.6%	91.1%	90.3%	54.0%	80.3%	100.0%	0.5%	9.6%	2.0%	0.9%	5.0%	87.3%					
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	5.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	99.6%	0.7%	8.2%	0.7%	1.0%	2.9%	88.2%					
34	広島県	100.0%	100.0%	99.7%	10.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	99.7%	97.7%	99.7%	0.0%	10.1%	1.2%	0.2%	2.8%	86.1%					
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	74.5%	83.6%	100.0%	100.0%	2.0%	9.1%	0.7%	0.8%	2.1%	89.0%					
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	8.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.4%	95.4%	100.0%	100.0%	0.8%	12.1%	2.2%	1.0%	3.8%	85.2%					
37	香川県	100.0%	99.3%	100.0%	13.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	67.4%	55.0%	78.9%	96.1%	0.6%	9.6%	1.5%	0.4%	1.7%	88.7%					
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	98.3%	100.0%	100.0%	0.3%	5.5%	0.7%	0.1%	1.7%	93.3%					
39	高知県	99.5%	99.5%	100.0%	14.5%	100.0%	99.6%	99.1%	97.4%	94.7%	93.3%	89.2%	98.9%	0.8%	7.8%	0.7%	0.3%	4.4%	87.5%					
40	福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	12.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.9%	87.8%	99.5%	99.3%	0.6%	11.0%	0.3%	0.8%	2.3%	85.7%					
41	佐賀県	100.0%	100.0%	99.4%	11.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.3%	87.9%	89.8%	99.4%	1.5%	9.7%	0.4%	0.7%	2.9%	88.5%					
42	長崎県	100.0%	100.0%	100.0%	12.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.4%	88.7%	96.1%	99.4%	0.5%	7.7%	0.9%	0.9%	4.0%	90.2%					
43	熊本県	99.6%	99.6%	100.0%	9.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.7%	97.7%	100.0%	100.0%	2.1%	7.5%	0.5%	0.2%	1.7%	91.4%					
44	大分県	100.0%	100.0%	100.0%	9.7%	100.0%	100.0%	100.0%	75.3%	97.7%	85.5%	97.6%	98.8%	2.1%	4.9%	0.6%	0.3%	1.8%	92.7%					
45	宮崎県	99.6%	99.1%	100.0%	11.3%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	86.5%	82.9%	88.7%	97.4%	0.5%	3.3%	0.4%	0.1%	1.4%	93.9%					
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.0%	95.8%	99.0%	100.0%	1.4%	4.3%	0.3%	0.4%	2.0%	93.8%					
47	沖縄県	100.0%	99.2%	98.8%	24.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	91.8%	94.2%	99.6%	1.4%	10.9%	0.7%	0.6%	2.6%	85.1%					
48	札幌市	99.5%	98.0%	100.0%	49.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.0%	86.4%	63.8%	99.5%	5.0%	21.3%	3.5%	0.7%	7.6%	68.4%					
49	仙台市	99.2%	100.0%	100.0%	17.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.1%	91.0%	91.6%	100.0%	1.6%	9.2%	0.5%	0.6%	4.0%	86.1%					
50	さいたま市	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.5%	86.1%	100.0%	100.0%	0.8%	6.7%	1.5%	0.6%	3.9%	91.6%					
51	千葉市	100.0%	99.1%	100.0%	0.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.5%	88.2%	99.1%	97.2%	1.9%	9.3%	0.7%	1.3%	3.2%	88.7%					
52	川崎市	100.0%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.6%	72.1%	100.0%	100.0%	2.2%	10.5%	0.9%	1.2%	0.4%	86.9%					
53	横浜市	100.0%	97.9%	100.0%	0.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.2%	96.2%	98.8%	99.7%	0.7%	12.9%	2.5%	1.2%	4.0%	82.6%					
54	相模原市	100.0%	95.8%	100.0%	49.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.6%	84.9%	70.4%	95.8%	5.7%	9.2%	10.6%	1.4%	2.2%	65.6%					
55	新潟市	100.0%	100.0%	100.0%	9.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.0%	88.0%	100.0%	98.1%	3.8%	7.1%	2.6%	0.3%	2.1%	81.7%					
56	静岡市	100.0%	100.0%	100.0%	30.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	77.9%	86.3%	75.9%	98.8%	2.9%	12.1%	3.7%	1.9%	3.7%	78.6%					
57	浜松市	100.0%	100.0%	100.0%	16.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.9%	87.0%	96.9%	92.7%	1.3%	11.8%	9.0%	0.4%	0.3%	81.3%					
58	名古屋市	100.0%	100.0%	100.0%	24.0%	100.0%	<																	

(公立のみ) 中学校・都道府県・政令指定都市別 実施率

		4										5																																																							
		1		2		3		4						5																																																					
		校内委員 会の設置	実態把握 の実施	特別支援教育 コーディネーターの指名		個別の指導計画・個別の教育支援計画										教師の専門性																																																			
				a	b	特別支援学級		通級による指導		a・b以外の通常の学級		d	e	b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6																																																
						a-1	a-2	b-1	b-2	c-1	c-2									合理的配慮 の明記	個別の教育支援計画 の作成における関係 機関等との情報共有																																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
北海道	100.0%	100.0%	100.0%	31.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.6%	58.9%	99.6%	100.0%	3.9%	18.6%	30.2%	2.0%	3.8%	58.3%																																																
青森県	100.0%	98.6%	100.0%	17.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	61.4%	52.2%	95.8%	95.8%	2.8%	9.3%	36.4%	0.8%	2.2%	58.1%																																																
岩手県	99.3%	99.3%	100.0%	14.5%	98.4%	98.4%	100.0%	97.1%	64.2%	73.2%	82.8%	96.6%	0.7%	7.3%	36.8%	2.9%	2.6%	57.9%																																																	
宮城県	100.0%	99.2%	100.0%	24.0%	99.9%	99.9%	99.3%	99.3%	52.6%	47.4%	91.5%	96.9%	4.9%	12.0%	54.7%	3.6%	3.3%	36.7%																																																	
秋田県	100.0%	99.0%	100.0%	11.4%	100.0%	99.8%	99.1%	85.8%	97.6%	96.9%	93.3%	98.1%	0.2%	3.8%	37.7%	0.6%	1.0%	59.2%																																																	
山形県	100.0%	100.0%	100.0%	20.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.0%	97.5%	100.0%	100.0%	0.7%	6.1%	59.0%	3.0%	1.1%	38.4%																																																	
福島県	100.0%	99.0%	100.0%	13.4%	99.9%	99.0%	97.8%	96.7%	72.0%	77.0%	97.6%	98.1%	2.3%	4.0%	28.7%	2.5%	2.5%	67.6%																																																	
茨城県	100.0%	100.0%	100.0%	8.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	74.7%	72.8%	95.6%	97.4%	0.4%	5.6%	34.1%	1.7%	1.0%	61.0%																																																	
栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	7.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.0%	94.8%	100.0%	100.0%	1.2%	9.3%	25.0%	1.6%	1.7%	67.4%																																																	
群馬県	100.0%	98.1%	100.0%	17.3%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	88.3%	83.0%	89.1%	98.1%	1.0%	4.0%	40.2%	1.0%	1.4%	56.7%																																																	
埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	22.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.7%	75.4%	100.0%	99.2%	1.8%	6.4%	22.1%	1.8%	2.5%	69.0%																																																	
千葉県	100.0%	99.0%	100.0%	8.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	90.1%	88.4%	97.1%	98.7%	1.7%	5.9%	41.1%	2.2%	2.8%	51.6%																																																	
東京都	100.0%	100.0%	100.0%	35.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	71.7%	73.5%	100.0%	100.0%	2.3%	10.5%	8.4%	5.9%	4.8%	74.0%																																																	
神奈川県	100.0%	99.4%	100.0%	36.2%	99.9%	99.8%	100.0%	100.0%	55.2%	75.5%	65.5%	96.0%	2.0%	7.7%	30.8%	3.2%	1.4%	60.4%																																																	
新潟県	100.0%	97.1%	100.0%	26.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	41.6%	23.8%	91.3%	97.1%	4.7%	10.4%	47.3%	0.8%	3.3%	46.2%																																																	
富山県	100.0%	100.0%	100.0%	7.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.2%	60.9%	97.4%	97.4%	0.9%	5.2%	35.5%	2.6%	2.3%	60.6%																																																	
石川県	データなし（調査対象外）																																																																		
福井県	100.0%	100.0%	100.0%	20.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.6%	90.3%	100.0%	100.0%	2.0%	8.2%	22.8%	3.2%	3.2%	69.8%																																																	
山梨県	100.0%	100.0%	100.0%	31.7%	99.9%	99.7%	100.0%	100.0%	28.6%	33.3%	100.0%	100.0%	1.4%	13.4%	61.0%	0.8%	4.4%	34.6%																																																	
長野県	99.5%	98.4%																																																																	

※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc-1「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別

※ 4「個別の指導計画・個別的教育支援計画」のc-2「個別的教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別的教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別的教育支援計画

※ 4「個別の指導計画・個別的教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別的教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

特別支援教育コーディネーターとしての経験の各々について、2年以上経験のある教師の割合を示す。採用後10年目までの教師であってもb-1～b-6のいずれにも計上されていない者も含む。

<体制整備状況調査>
(公立のみ) 高等学校・都道府県・政令指定都市別 実施率

令和5年5月1日現在

		1	2	3		4						5						
				特別支援教育 コーディネーターの指名		個別の指導計画・個別の教育支援計画						教師の専門性						
				a	b	通級による指導		a・b以外の通常の学級		d	e		b-1	b-2	b-3	b-4	b-5	b-6
				指名あり	専任	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成	合理的配慮の明記	個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有	特別支援学校の教職経験	特別支援学級の学級担任の教職経験	特別支援学級の教科担任の教職経験	通級による指導の経験	特別支援教育コーディネーターの教職経験	b-1～b-5いずれも経験なし	
b-1	b-2	c-1	c-2															
1	北海道	100.0%	100.0%	100.0%	26.2%	100.0%	100.0%	78.9%	63.8%	97.7%	99.5%	2.3%	0.8%	1.4%	0.3%	3.6%	92.5%	
2	青森県	97.8%	91.3%	100.0%	19.6%	98.3%	96.7%	39.4%	28.9%	71.7%	76.1%	1.2%	0.5%	0.7%	1.0%	1.2%	96.5%	
3	岩手県	98.5%	97.0%	100.0%	25.8%	100.0%	100.0%	86.3%	75.2%	60.6%	87.9%	1.9%	0.4%	1.3%	0.6%	2.8%	94.7%	
4	宮城県	98.6%	90.4%	100.0%	26.0%	91.4%	91.4%	4.5%	10.8%	63.0%	72.6%	3.2%	1.5%	1.4%	0.2%	0.5%	27.6%	
5	秋田県	97.9%	83.0%	97.9%	6.5%	100.0%	63.2%	85.5%	85.3%	74.5%	89.4%	1.5%	0.5%	1.0%	0.0%	6.5%	92.0%	
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	23.9%	100.0%	100.0%	45.9%	66.3%	82.6%	82.6%	1.0%	0.3%	0.7%	1.4%	2.1%	95.1%	
7	福島県	97.3%	94.5%	100.0%	34.2%	100.0%	50.0%	16.9%	26.7%	84.9%	82.2%	2.1%	0.5%	0.7%	0.2%	3.0%	95.6%	
8	茨城県	100.0%	100.0%	100.0%	18.6%	100.0%	100.0%	71.8%	53.5%	76.3%	75.3%	1.2%	0.4%	0.9%	0.1%	1.5%	94.7%	
9	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	6.6%	100.0%	100.0%	81.7%	76.6%	100.0%	98.4%	1.0%	0.2%	0.5%	0.7%	2.3%	95.3%	
10	群馬県	100.0%	93.9%	100.0%	18.2%	96.6%	86.4%	83.3%	85.0%	93.9%	95.5%	6.5%	2.2%	2.4%	0.0%	2.7%	91.5%	
11	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	19.4%	100.0%	100.0%	51.2%	56.8%	100.0%	97.1%	4.3%	1.5%	1.2%	0.6%	1.6%	94.1%	
12	千葉県	100.0%	92.1%	100.0%	18.3%	100.0%	100.0%	77.5%	85.5%	92.9%	100.0%	1.3%	0.6%	1.2%	0.4%	3.4%	91.7%	
13	東京都	100.0%	100.0%	100.0%	37.2%	100.0%	100.0%	21.8%	19.3%	100.0%	100.0%	1.7%	0.6%	0.6%	0.6%	2.6%	86.2%	
14	神奈川県	100.0%	73.2%	100.0%	23.9%	100.0%	100.0%	97.6%	90.4%	56.5%	67.4%	1.3%	0.9%	0.9%	0.5%	3.9%	81.4%	
15	新潟県	100.0%	94.4%	100.0%	22.5%	100.0%	100.0%	96.3%	80.3%	84.3%	97.8%	2.7%	1.9%	2.5%	0.5%	3.6%	92.9%	
16	富山県	100.0%	76.9%	100.0%	41.0%	100.0%	100.0%	67.6%	64.7%	64.1%	69.2%	25.6%	8.8%	7.9%	0.2%	0.2%	68.6%	
17	石川県							データなし（調査対象外）										
18	福井県	100.0%	100.0%	100.0%	64.0%	100.0%	100.0%	33.3%	30.6%	100.0%	100.0%	2.4%	0.8%	1.6%	1.2%	0.0%	96.0%	
19	山梨県	100.0%	100.0%	100.0%	34.5%	100.0%	42.9%	53.2%	78.9%	100.0%	100.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.5%	2.0%	96.6%	
20	長野県	98.8%	97.6%	100.0%	32.9%	100.0%	56.0%	46.6%	73.9%	78.0%	89.0%	0.4%	0.1%	0.9%	0.2%	1.6%	97.2%	
21	岐阜県	100.0%	92.4%	100.0%	50.0%	76.8%	81.8%	87.7%	88.5%	89.4%	89.4%	1.9%	0.2%	0.6%	0.4%	3.2%	92.4%	
22	静岡県	100.0%	95.6%	100.0%	27.8%	100.0%	100.0%	73.6%	33.8%	83.3%	81.1%	2.0%	0.5%	0.8%	1.0%	2.0%	93.3%	
23	愛知県	100.0%	96.7%	100.0%	36.7%	100.0%	100.0%	88.6%	78.8%	90.7%	86.0%	1.5%	0.2%	0.8%	1.3%	1.7%	94.2%	
24	三重県	100.0%	94.7%	100.0%	77.2%	100.0%	100.0%	79.9%	74.2%	80.7%	94.7%	2.7%	0.7%	1.1%	0.7%	1.1%	95.6%	
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	82.6%	100.0%	100.0%	93.8%	94.7%	91.3%	97.8%	1.3%	0.0%	0.5%	0.3%	1.4%	97.0%	
26	京都府	100.0%	100.0%	100.0%	22.6%	100.0%	100.0%	85.1%	77.2%	84.9%	94.3%	1.0%	0.4%	1.0%	0.8%	1.0%	96.7%	
27	大阪府	100.0%	100.0%	100.0%	64.2%	100.0%	91.4%	79.9%	74.1%	85.4%	97.4%	4.7%	2.1%	2.9%	1.5%	1.8%	91.7%	
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	24.7%	100.0%	100.0%	78.0%	87.1%	93.8%	95.9%	2.2%	0.7%	1.2%	0.9%	1.5%	92.7%	
29	奈良県	100.0%	100.0%	100.0%	14.7%	100.0%	100.0%	99.4%	98.8%	88.2%	100.0%	1.0%	0.7%	1.0%	0.2%	1.4%	96.6%	
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	60.5%	100.0%	100.0%	75.2%	60.0%	100.0%	100.0%	1.3%	0.8%	1.1%	0.5%	0.8%	92.8%	
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	93.9%	78.8%	76.7%	70.1%	62.5%	87.5%	0.5%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	97.8%	
32	島根県	100.0%	97.3%	100.0%	40.5%	100.0%	100.0%	39.1%	42.1%	91.9%	94.6%	4.4%	0.0%	1.0%	1.0%	5.1%	90.2%	
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	15.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.8%	96.8%	4.8%	1.2%	1.0%	0.4%	1.6%	93.9%	
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	16.7%	100.0%	100.0%	98.7%	98.7%	81.0%	83.3%	0.9%	0.2%	0.6%	0.1%	1.8%	96.2%	
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	14.3%	100.0%	100.0%	82.8%	96.8%	100.0%	100.0%	5.1%	1.8%	2.1%	0.6%	1.9%	92.6%	
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	26.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.7%	2.1%	93.3%	
37	香川県	96.7%	86.7%	100.0%	20.0%	100.0%	100.0%	27.3%	15.0%	86.7%	86.7%	6.0%	2.2%	2.5%	0.6%	0.3%	92.7%	
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	23.2%	100.0%	100.0%	98.4%	98.1%	100.0%	100.0%	2.6%	0.5%	0.7%	0.7%	0.5%	96.5%	
39	高知県	100.0%	94.1%	100.0%	52.9%	100.0%	58.3%	72.4%	53.8%	67.6%	85.3%	1.3%	0.0%	0.0%	0.5%	1.6%	96.5%	
40	福岡県	100.0%	99.0%	100.0%	22.0%	100.0%	100.0%	74.2%	71.6%	97.0%	96.0%	1.5%	0.3%	0.9%	0.2%	1.6%	90.3%	
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	51.4%	100.0%	100.0%	96.8%	98.9%	80.0%	85.7%	19.5%	5.1%	6.7%	0.6%	2.2%	79.2%	
42	長崎県	100.0%	100.0%	100.0%	33.3%	100.0%	100.0%	56.3%	84.4%	93.0%	84.2%	1.9%	0.6%	1.0%	1.2%	1.7%	95.0%	
43	熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	44.0%	100.0%	100.0%	87.4%	91.3%	100.0%	96.0%	7.8%	1.6%	1.0%	1.8%	2.6%	89.9%	
44	大分県	100.0%	92.5%	100.0%	30.0%	100.0%	92.2%	100.0%	100.0%	95.0%	87.5%	4.8%	0.2%	0.6%	0.0%	1.3%	94.6%	
45	宮崎県	100.0%	94.6%	100.0%	67.6%	100.0%	100.0%	36.7%	40.2%	94.6%	89.2%	2.0%	0.3%	0.5%	1.0%	1.0%	95.7%	
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	61.1%	48.9%	100.0%	92.6%	1.6%	0.5%	0.8%	0.5%	1.6%	96.2%	
47	沖縄県	100.0%	96.6%	100.0%	33.9%	100.0%	100.0%	85.6%	86.3%	91.5%	93.2%	4.4%	1.7%	2.3%	0.4%	1.1%	83.3%	
48	札幌市	100.0%	87.5%	100.0%	25.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	87.5%	87.5%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	99.1%	
49	仙台市	100.0%	100.0%	100.0%	20.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
50	さいたま市	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
51	千葉市	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%	1.7%	1.7%	1.7%	0.0%	1.7%	95.0%	
52	川崎市	100.0%	100.0%	100.0%	40.0%	-	-	0.0%	0.0%	100.0%	60.0%	0.0%	2.1%	3.2%	0.0%	13.7%	83.2%	
53	横浜市	100.0%	66.7%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	88.9%	88.9%	0.9%	0.9%	0.4%	0.0%	4.4%	82.0%	
54	相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
55	新潟市	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	
56	静岡市	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	-	-	-	-	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	5.6%	88.9%	
57	浜松市	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	70.0%	
58	名古屋市	100.0%	100.0%	100.0%	92.9%	23.1%	-	90.9%	100.0%	85.7%	100.0%	0.0%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	99.5%	
59	京都市	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	86.7%	86.7%	100.0%	100.0%	2.1%	1.4%	0.7%	1.4%	0.0%	95.9%	
60	大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
61	堺市	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
62	神戸市	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	100.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.1%	
63	岡山市	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
64	広島市	100.0%	100.0%	100.0%	62.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	62.5%	3.5%	2.1%	2.1%	0.0%	1.4%	95.1%	
65	北九州市	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
66	福岡市	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-	100.0%	100.0%	100.0%	1.4%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%		

※「-」は対象となる学校数や児童生徒数が0であることを示す。

※ 高等学校には中等教育学校後期課程

資料6

自立活動 指導目標・指導内容設定シート

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	

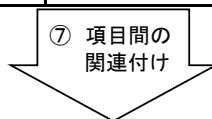
実態把握	① 障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，学習や生活の中で見られる長所やよさ，課題等について情報収集												
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する												
	<table border="1"> <tr> <th>健康の保持</th> <th>心理的な安定</th> <th>人間関係の形成</th> <th>環境の把握</th> <th>身体の動き</th> <th>コミュニケーション</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション						
健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション								
	②-2 収集した情報(①)を学习上又は生活上の困難や，これまでの学習状況の視点から整理する												
	②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する												

指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1，②-2，②-3で整理した情報から課題を抽出する
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し，中心的な課題を導き出す



⑤ ④に基づき設定した指導目標	
課題同士の関係を整理 する中で今指導すべき 目標として	

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する(選定した項目のセルを塗りつぶし)						
指導目標を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	①生活のリズムや生活習慣の形成	①情緒の安定	①他者とのかかわりの基礎	①保有する感覚の活用	①姿勢と運動・動作の基本技能	①コミュニケーションの基礎的能力
	②病気の状態の理解と生活管理	②状況の理解と変化への対応	②他者の意図や感情の理解	②感覚や認知の特性についての理解と対応	②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	②言語の受容と表出
	③身体各部の状態の理解と養護	③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	③自己の理解と行動の調整	③感覚の補助及び代行手段の活用	③日常生活に必要な基本動作	③言語の形成と活用
	④障害の特性の理解と生活環境の調整		④集団への参加の基礎	④感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	④身体の移動能力	④コミュニケーション手段の選択と活用
	⑤健康状態の維持・改善			⑤認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	⑤作業に必要な動作と円滑な遂行	⑤状況に応じたコミュニケーション



⑧ 具体的な指導内容					
選定した項目を関連付けて 具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	エ	オ

資料 7

公立高等学校入学者選抜における特別措置

(「香川県公立高等学校入学者選抜実施細目」より抜粋)

※内容については変更することがありますので、香川県教育委員会高校教育課のＨＰも参照してください。

特別措置願書・・・受検上の特別な配慮が必要な場合に作成します。

様式 7 (A4 番タテ)

特 別 措 置 願 書

令和 年 月 日

香川県 高等学校長 殿

中学校長 氏名

印

志願者氏名 _____ (性別)

上記の志願者に対し、下記により、受検上の特別な措置をお願いします。

記

1 障害の状況等

2 中学校等での定期考査や授業等における配慮事項

3 希望する措置事項

4 その他

- (注) 1 「1 障害の状況等」, 「2 中学校等での定期考査や授業等における配慮事項」, 「3 希望する措置事項」については、具体的に記入すること。
2 「4 その他」については、特記すべきことがある場合、記入すること。
3 「個別の指導計画」, 「個別の教育支援計画」を作成している場合は、保護者の了解を得たうえで添付すること。
4 ○年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、原則として障害の程度を証明できる資料を添付すること。

別 表

学力検査等における特別措置

下の表に、これまでの香川県公立高等学校入学者選抜において実施した特別措置の内容の一部を示しています。

障害の状況等	特 別 措 置 の 内 容
聴覚に障害のある場合	英語聞き取り問題において、座席を最前列とする
	補聴器の使用を認める
	英語聞き取り問題において、補聴器等を使用しても聞き取りが困難な受検者に対して、英語聞き取り問題の代替問題を作成し、別室で受検することを認める
視覚に障害のある場合	拡大鏡の使用を認める
	問題用紙、解答用紙を拡大する
	別室で時間延長をして、受検することを認める
肢体不自由の場合	車椅子の使用を認める
知的障害のある場合	問題用紙と解答用紙を連結した問題を作成し、受検することを認める
	適性検査問題において、問題文の漢字にルビをふった問題を作成し、受検することを認める
学習障害のある場合	学力検査の「国語」において、検査時間を15分延長することを認める
喘息の場合	携帯用吸入器の持込を認める
糖尿病の場合	座席を出入口付近とし、室外での補食を認める
その他	通常の受検室で受検することが困難な受検者に対して、別室での受検を認める
	介助が必要と認められる受検者に対して、介助者を配置することを認める

資料 8

一般就労・就労系障害福祉サービス

1 一般就労＜企業、特例子会社（※）＞

- ・正社員として就職
- ・契約社員として就職
- ・パートとして就職

（※）障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

2 就労系障害福祉サービス

望む生活のスタイル、自宅からの距離、通所手段・送迎の有無、施設設備（バリアフリー等）等を考慮して、一人ひとりに合った進路先を選ぶようにします。

サービス名	内容	備考
☆就労移行支援事業 （職業訓練型）	・一般就労を希望する人に、概ね2年の間、個別支援計画に基づき、一般企業等への就労に向けて必要な知識、能力の訓練を行います。 ・サービス内容は、事業所内や企業での作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援等です。	・障害支援区分による利用制限はありません。 ・利用期間が限定されています。（標準利用期間：2年）
☆就労継続支援A型事業 （雇用型）	・一般企業等での就労が難しい人に、就労の機会を設け、職業能力の向上を図るためのサービスです。 ・利用者と雇用契約（最低賃金を保証）を結ぶと共に、必要に応じて一般就労への移行に向けた支援も行われます。	・障害支援区分による利用制限はありませんが、利用には一般就労並みの働く力、生活力が求められることがあります。 ・雇用契約に基づき、給料が支払われます。
☆就労継続支援B型事業 （非雇用型）	・一般企業等での就労が難しい人に、就労の機会を設け、職業能力の向上を図るためのサービスです。 ・卒業後すぐに利用するためには、在学中に就労移行支援事業所等で利用のためのアセスメントを受ける必要があります（令和6年時点）。	・障害支援区分による利用制限はありません。 ・事業所裁量の工賃が支払われます。雇用契約はありません。

引用・参考文献、関連通知等

<引用・参考文献>

文部科学省

- ・「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」東洋館出版社（平成 29 年 7 月）
- ・「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」東山書房（平成 29 年 7 月）
- ・「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総則編」東洋館出版社（平成 30 年 7 月）
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」開隆堂（平成 30 年 3 月）
- ・「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）」ジアース教育新社（令和 2 年 3 月）
- ・「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」開隆堂（平成 30 年 3 月）
- ・「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」開隆堂（平成 30 年 3 月）
- ・「改訂第 3 版 障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」第一法規（平成 30 年 8 月）
- ・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」（平成 29 年 3 月）
- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和 3 年 6 月）

香川県教育委員会事務局特別支援教育課

- ・「教員のための 特別支援教育ガイドブック」（平成 21 年 3 月）
- ・「特別支援教育支援員とともに効果的な支援を行うための手引」（令和 7 年 3 月）

<関連通知等>

中央教育審議会

- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月）
- ・「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和 3 年 1 月）

文部科学省

- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月）
- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 30 年 8 月）
- ・「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」（令和 3 年 6 月）
- ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和 4 年 4 月）
- ・「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」（令和 5 年 3 月）

<情報提供>

文部科学省ホームページ 特別支援教育について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ

<http://nc.nise.go.jp/>

インクルーシブ教育システム構築支援データベース（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

<http://inclusive.nise.go.jp/>

全国特別支援教育推進連盟ホームページ

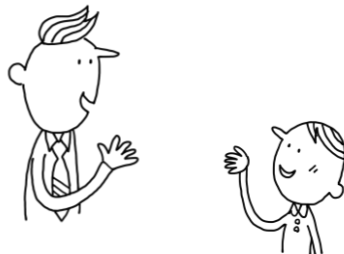
<https://suishinrenmei.jimdosite.com/>

国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センターホームページ

<https://www.rehab.go.jp/ddis/>

香川県教育センターホームページ

<https://www.kagawa-edu.jp/educ01/>



【 編 集 】

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課

笠井 幸博（課長）

増田 大輔（課長補佐）

谷口 公彦（副主幹兼主任指導主事）

岡 孝弘（主任指導主事）

森本 将弘（主任指導主事）

岡原 昌代（主任指導主事）

近藤 智子（主任指導主事）

すべての教員のための

特別支援教育ハンドブック

令和7年3月

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

TEL 087-832-3757

FAX 087-806-0232

URL▶<https://www.pref.kagawa.jp/kenkyoui/>

E-mail▶tokubetsushien@pref.kagawa.lg.jp